

中華人民共和国
中国ジェンダー動向情報収集・
確認調査報告書

平成 28 年 3 月
(2016 年)

独立行政法人国際協力機構
中華人民共和国事務所

中国事
J R
16-10

中華人民共和国
中国ジェンダー動向情報収集・
確認調査報告書

平成 28 年 3 月
(2016 年)

独立行政法人国際協力機構
中華人民共和国事務所

目 次

略 語 表

第1章 基礎指標	1
1－1 経済社会関連指標	1
1－2 保健医療関連指標	2
1－3 教育関連指標	4
1－4 男女格差関連資料	5
第2章 中国女性の概況及び女性の社会発展への参加 / ジェンダー差別に関する政策	8
2－1 中国女性の概況、文化と社会背景	8
2－2 女性の社会発展への参加 / ジェンダー差別に関する政策	11
2－3 国内の関連機構	16
第3章 主要セクターにおける WID	18
3－1 教育分野	18
3－2 保健医療分野	22
3－3 農林水産業分野	29
3－4 経済分野	32
第4章 男女格差に関する都市と農村との比較	38
4－1 就業格差	38
4－2 所得格差	38
4－3 女性の意思決定と社会への参加	39
4－4 家族における地位	40
第5章 中国の家庭内暴力	42
5－1 中国における家庭内暴力の現状	42
5－2 関連法律と法則	42
5－3 家庭内暴力予防対策と保護措置	43
第6章 国際組織による女性の発展参与とジェンダー分野での援助状況	46
第7章 WID/ ジェンダー情報リソース	50
第8章 婦女の発展参与と性別平等に関する文献 / 報告書	55
第9章 参考文献	58

第 10 章 専門用語の説明	61
10-1 学術用語	61
10-2 経済用語	61
10-3 指標	62

略語表

略語	正式名	日本語
國務院婦兒工委		国務院女性児童工作委員会
全國婦女連合会		中華全国婦人連合会
全總		中華全国総工会
人力資源社會保障部		中華人民共和国人力资源社会保障部
國家衛生計画生育委員會		中華人民共和国衛生計画生育委員会
GDI	Gender-related Development Index	ジェンダー開発指数
GII	Gender Inequality Index	ジェンダー不平等指数
ILO	International Labour Organization	国際労働機関
NGO	Non-governmental Organization	非政府組織
UN	United Nations	国連
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
UNFPA	United Nations Population Fund	国連人口基金
UNWOMEN	United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women	UN ウィメン
UNESCO	United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization	国連教育科学文化機関
UNAIDS	Joint United Nations Programme on HIV/AIDS	国連合同エイズ計画
WHO	World Health Organization	世界保健機関
WID	Women in Development	開発と女性

第1章 基礎指標

1-1 経済社会関連指標

1) 経済指標

	1人当たりの GNI (ドル)	実質 GDP 成長率 (%)	GDP デフレーター	ジニ指数 *
2014 年	7,400	7.4	0.9	0.47

出所 : World Bank Group, World Development Indicator, 2015

* 国家統計局、中華人民共和国 2014 年国民経済和社会発展統計報告書, 2015

2) 人口指標

	総人口 (万人)	女性比率 (%)	都市人口比率 (%)	人口増加率 (%)	人口出生率 (%)	平均余命 *	
						男性	女性
2014 年	136,782	48.8	54.8	5.2	12.4	74	77

出所 : 国家統計局、中華人民共和国 2014 年国民経済和社会発展統計報告書, 2015

* WHO, World Health Statistic, 2015

3) 政府公共各セクター支出内訳

(%)

	保健	教育	社会福祉	防衛	その他
2014 年	6.7	15.1	10.5	5.5	62.2

出所 : 中華人民共和国統計局データベース, 2015

4) 産業構成比 (対 GDP)

(%)

	農業	工業	サービス業
2014 年	9.2	42.6	48.2

出所 : 国家統計局、中華人民共和国 2014 年国民経済和社会発展統計報告書, 2015

5) 労働人口比率

総労働人口 (万人)	失業率 * (%)	最低賃金 (元 / 月) **	最低賃金成長率 *** (%)
80,650	5.1	1,720	14

注 1 : 2014 年に国家統計局により統計範囲に入る労働人口の年齢は 16-60 歳と規定されている。

注 2 : 月最低賃金は全国各地では異なっているが、ここでは北京の月最低賃金を採用する (2015 年 4 月 1 日)。

	女性比 (%)	失業率 (%)	最低賃金
2014 年	43.9	3.9	NA

出所 : World Bank Group, World Development Indicator, 2015

* 中華人民共和国統計局データベース, 2015

** 北京市人材資源・社会保障局、2015 年北京市最低賃金の基準の調整についての調達、京人社勞發〔2015〕44 号文

6) 各産業労働人口比率 (%)

	農業 *	工業 *	サービス業 *
2014 年	29.5	29.9	40.6

	農業 **	工業 **	サービス業 **
2010 年	45.3	14.5	40.2
2014 年	NA	NA	NA

出所 : World Bank Group, World Development Indicator, 2015

* 人材資源・社会保障部、2014 年度人材資源社会保障事業發展統計公報, 2015

** 中華全國婦女連合会、第三期中国婦女社會地位調查全國主要データ, 2010

	農業 **	工業 **	サービス業 **
2010 年	54.7	85.5	59.8
2014 年	NA	NA	NA

出所 : World Bank Group, World Development Indicator, 2015

* 人材資源・社会保障部、2014 年度人材資源社会保障事業發展統計公報, 2015

** 中華全國婦女連合会、第三期中国婦女社會地位調查全國主要データ, 2010

7) 携帯電話普及率

	携帯電話使用者 (万人)	携帯電話普及率 (%)
2014 年	128,609	94.5

出所 : 国家統計局、中華人民共和国 2014 年国民経済和社会発展統計報告書, 2015

8) ネット普及率

	ネット使用者 (万人)	ネット普及率 (%)
2014 年	64,900	47.9

出所 : 国家統計局、中華人民共和国 2014 年国民経済和社会発展統計報告書, 2015

1-2 保健医療関連指標

1) 保健医療普及度

	医療機構数 /1000 人	医者の人数 /1000 人	病院の病床数 /1000 人	保健医療分野の公共支出 * (対 GDP %)
2014 年	0.7	5.4	4.7	6.7

出所 : 国家統計局、中華人民共和国 2014 年国民経済和社会発展統計報告書, 2015

* 中華人民共和国統計局データベース, 2015

2) 小児死亡率 (%)

	1 歳未満幼児死亡率	5 歳未満児死亡率
2014 年	8.9	11.7

出所 : 国家衛生計画生育委員会、『2014 年衛生計画出産事業発展統計報告』, 2015

3) 予防接種実施率 (%)

	BCG	DTP1	DTP3	polio3	MCV1	HepB3
2013 年	99	99	99	99	99	99

出所：国家衛生計画生育委員会、『2014 年衛生計画出産事業発展統計報告』、2015

4) 家族計画

避妊法の普及率 (%)	出生率 * (%)	妊娠婦死亡率 * (/100,000 人)	平均初婚年齢 ** (歳)	合計特殊出生率 (%)
85 (2009-2013)	12.4 (2014)	21.7 (2014)	25-29 (2014)	1.7 (2013)

出所：UNICEF, The State Of The World's Children, 2015

* 国務院新聞弁公室『中国男女平等・婦女発展状況』白書、2015

** 民政部『2014 年社会サービス発展統計公報』、2015

5) 栄養状態 (%)

低体重児率 * (%)	5 歳未満低体重児率 * (%)	0 - 6 カ月での完全母乳育児率 *	ORT 使用率 (%)
2.44 (2013)	1.37 (2013)	75.3 (2013)	NA

出所：UNICEF, The State Of The World's Children, 2015

* 国家統計局『中国児童発展概要（2011-2020 年）』実施状況統計報告、2013

6) 地域医療サービス (%)

衛生施設普及率	
都市	農村
74 (2013)	56 (2013)

出所：UNICEF, The State Of The World's Children, 2015

7) 安全な水へのアクセス (%)

都市	農村
98 (2013)	85 (2013)

出所：UNICEF, The State Of The World's Children, 2015

8) HIV/エイズ

感染者数 (万人)	女性の割合 (%)
78 (2011)	28.6 (2011)

出所：国家衛生計画生育委員会、中国 2012 年エイズ対策進展報告、2012

9) 人口性別比

総人口 (万人)	男性の占める割合 (%)	女性の占める割合 (%)
136,782 (2014)	51.2 (2014)	48.8 (2014)

出所：国家統計局、中華人民共和国 2014 年国民経済和社会発展統計報告書、2015

1-3 教育関連指標

1) 教育制度

義務教育年数	初等教育年数
9	6

出所：中華人民共和国教育法（修正），2015

2) 教育予算の占める割合 (%)

対 GNP	対政府支出
3.6 (2014)	15.1 (2014)

出所：中華人民共和国統計局データベース，2015

注：2014年に中国GNPは634043.4億人民元、政府支出は151785.6億人民元、教育支出は23041.7億人民元である。

3) 識字率 (%)

成人（15歳以上） (対15歳及びそれ以上の人口数)	青少年（15～24歳）	
	男性	女性
95.1 (2005-2013)	99.7 (2005-2013)	99.6 (2005-2013)

出所：UNDP, Human Development Report, 2015

4) 就学率 (%)

就学前教育	初等教育	中等教育	高等教育
70 (2008-2014)	128 (2008-2014)	89 (2008-2014)	27 (2008-2014)

出所：UNDP, Human Development Report, 2015

5) 各学歴教育における女子の占める割合 (%)

小学入学率 (2014)		中学校・高校在学者の 女子が占める割合(2014)		短大・第宅・大学院在学者の女子が 占める割合(2014)		
男子	女子	中学	高校	学士	修士	博士
99.8	99.8	46.7	50	52.1	51.6	36.9

出所：国務院新聞弁公室『中国男女平等・婦女発展状況』白書，2015

6) 研修クラスにおける女性の占める割合

専門教育において女性の占める割合 (%)	政府によって行われる研修参加者に占める 女性の割合 (%)
44.7 (2014)	43 (2014)

国務院新聞弁公室『中国男女平等・婦女発展状況』白書，2015

1-4 男女格差関連資料

1) 女性の意思決定参加率

中国共産党代表会議中央委員会人数及び性別構成		
第18次中央委員人数(人)	女性委員数(人)	女性委員の占める割合(%)
205(2012)	10(2012)	4.9(2012)

(%)

第12次全国人民代表大会常務委員会における女性の占める割合		
15.5(2013)		

中国共産党第18次代表会議代表議員及び性別構成		
第18次代表会議代表議員総人数	女性代表議員(人)	女性の占める割合(%)
2,270(2012)	521(2012)	23(2012)

第12次全国政治協商会議議員及び性別構成		
第12次全国政治協商会議議員総人数(人)	女性議員人数(人)	女性の占める割合(%)
2,237(2012)	399(2012)	17.8(2012)

(%)

女性指導者が配置された指導グループの割合					
中国共産党議員会指導層(2010)			政府指導層(2010)		
省レベル	市レベル	県レベル	省レベル	市レベル	県レベル
93.5	87.9	83.2	87.1	89.4	86.2

(%)

行政の各レベルにおける女性公務員の占める割合		
省レベル以上	地方市レベル	県レベル
7.7(2010)	10.7(2010)	14.9(2010)

(%)

企業経営層における女性の占める割合	
取締役会における女性取締役の割合	監事会における女性監事の割合
31.6(2011)	35.6(2011)

出所：中華人民共和国国務院婦女兒童工作委員会公式サイトデータ,
<http://www.nwccw.gov.cn/upfiles/topics/tuidongfunvcanzheng/tdzgfncz1.php>

2) 女性関連法案

中華人民共和国婦女權益保障法 (2005 年に改正)	政治的、経済的、文化的、社会的、家庭的生活等の各方面において男子と同等の権利を有し、女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
中華人民共和国婚姻法 (2001 年に改正)	女子は家庭において男子と平等な地位を有す。
中華人民共和国就職促進法 (2015 年に改正)	特別に「公平就業」という章を設け、男女の雇用機会均等を強調する。
中華人民共和国労働契約法 (2007 年に改正)	使用者側は女性従業員の権益保護などの専門的集団契約を締結することを明確に規定する。
中華人民共和国社会保険法 (2011 年)	生育保険を一章として設け、婦女は平等な社会保険を享受する権利があると明確的に規定する。
女性授業員保護特別規定 (2012 年)	労働中に生理的特徴により女性従業員に生ずる特殊な困難を減少させ、解決し、女性従業員の健康を保護する。
中華人民共和国母子保健法 (1995 年)	母子が医療保健サービスを享受し、母親と子どもの健康を保障する。
中華人民共和国全国人民代表会議及び地方各級人民代表会議選挙法 (2015 年に改正)	全国人民代表及び各級地方人民代表のなかに適当な数の女性代表を配置すべきだと規定する。
中華人民共和国村落委員会組織法 (1998 年)	村落委員会において女性代表が 3 分の 1 以上に占めるべきだと規定する。
中華人民共和国反家庭内暴力法 (2016 年)	あらゆる形式の家庭内暴力を禁止する。
中華人民共和国刑法修正案（九） (2015 年に改正)	女性特に幼女への保護を強調し、婦女を強姦、婦女や子どもを誘拐する犯罪行為を厳しく懲戒する。
中華人民共和国継承法 (1985 年)	第 9 条では男子と同様に女子の継承権を保護する。
中華人民共和国民法通則 (1986 年に改正)	第 105 条では女子が男子と平等な民事権利を有する。
中華人民共和国未成年者保護法 (1992 年)	第 8 条では女性未成年者または未成年障害者を軽蔑すること、嬰児の溺殺を禁止する。

国務院新聞弁公室『中国男女平等・婦女発展状況』白書, 2015

3) WID 関連政策

中国婦女発展綱要（2011–2020）	婦女の権益を保障し、男女平等を実現する。
国家人権行動計画（2012–2015）	少数民族、婦女、児童、年寄り、障害者の合法的権益を維持し、性別平等の促進や男女差別の撤廃に努める。
中国女性・児童人身売買対策行動計画（2013–2020）	女性・児童人身販売を厳しく取り締まり、その防止、取り締まり、援助、回復という一体的な国家長期的政策を打ち立てる。

国務院新聞弁公室『中国男女平等・婦女発展状況』白書, 2015

4) 女性に関する国際条約批准・署名の有無

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（1980年批准）

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約、人口、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための補足議定書（2008年署名）

出所：国務院新聞弁公室『中国男女平等・婦女発展状況』白書、2015

5) WID 関連国家組織

中華全国婦女連合会	全国各級の女性の改革・開放事業への参加促進のために設立された社会大衆組織である。その基本的職能は女性と子どもの合法的権利と利益の維持や男女平等を促進することである。
国務院婦女児童工作委員会	全国の婦女・児童工作を担当する国務院の協調議事機構であり、政府の関係部門が婦女と児童の権益を擁護する活動をりっぱに行うよう協調、推進し、婦女・児童事業を発展させる。

出所：国務院新聞弁公室『中国男女平等・婦女発展状況』白書、2015

6) 世界ジェンダー差別レポート関連指標

ジェンダー開発指数		ジェンダー不平等指数（2014）	
中国数値	世界平均値	中国数値	世界平均値
0.943（2014）	0.924（2014）	0.191（2014）	0.449（2014）

出所：UNDP, Human Development Report, 2015

注：ジェンダー開発指数（GDI）は健康、教育、生活レベルでの3つの側面における人間開発の達成度の女性と男性の間の格差を示す指標であり、数値が高いほどよい。中国ジェンダー開発指数は世界平均値より高い。

ジェンダー不平等指数（GII）は、リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）、エンパワーメント、労働市場への参加の3つの側面における女性と男性の間の不平等を映し出す指標であり、数値が低いほどよい。中国ジェンダー不平等指数は世界平均より低い。

第2章 中国女性の概況及び女性の社会発展への参加 / ジェンダー差別に関する政策

2-1 中国女性の概況、文化と社会背景

中国女性の発展概況

- 1) 中国政府の女性の地位向上にかかる仕組みが整備され、その役割が増している。2011年、国務院が第三期の『中国女性発展綱要(2011～2020)』を策定し発表した。7つの優先分野を確定し、57の目標と88の方策¹を提出した。
- 2) 中央政府及び省政府レベルにおける女性の意思決定と管理部門への参加人数と比率が恒常に向上しつつある。2013年、第12回全国人民代表大会と全国人民政治協商会議において、女性の代表議員の比率は、それぞれ史上最高の23.4%と17.8%²に達していた。
- 3) 中国女性が平等的に経済発展に参加し、男性と平等的な就職チャンスを持っている。しかし、一部の企業で雇用制度が整備されておらず、女性の勤務時間を無断延長し、また、一般的に女性の労働環境の衛生基準が低い。
- 4) 中国女性は、教育の普及率が持続的に向上しつつあり、男女間の教育普及率の格差が以前に比べて縮んでいる。2010年では、6歳以上の人口で女性が教育を受ける平均年数が8.4年に達し、男性との格差が10年前に比べて0.2年も縮んでいたが、農村地区・辺境地区では、女性は教育の機会に恵まれておらず、男女間の教育格差が依然として存在する。
- 5) 中国女性に向けての衛生サービスと保険サービスの質と量が前に比べて改善されている。しかし、地域による健康状況の格差が依然として目立っている。中国西部の辺境地域では妊婦の死亡率が東部の2.6倍³で、32.7/10万人である。
- 6) 都市の家庭では、男尊女卑の伝統的な観念がほとんどなくなっている。しかし、農村地区では依然として男尊女卑の観念が根強い。

(1) 概況

女性は、シビリゼーションの発展を推進する大きな力であり、女性の発展状況は国家経済社会発展を図る重要な指標の1つである。中国では、「男女平等」の原則が憲法で明記され、女性の発展が経済・社会発展計画のなかに導入されている。また、「男女平等という基本国策を堅持し、女性と児童たちの合法的な権益を守る」と執政党の最高政治文書に明記されている。中国政府の関連部門の指導と全社会の努力のもとで、中国の女性発展の分野は大きく推進されており、経済、意思決定、健康、教育と環境等の分野では、女性の地位が恒常に向上しつつあり、ジェンダー平等の状況が改善されている。しかし、経済、文化発展の状況は地域によって異なり、また、伝統的な文化の影響によって、一部分の地域では、男尊女卑をはじめとするさまざまな問題が依然として存在している。

女性の地位向上に係る仕組みが整備され、その効果が徐々に表れているといえる。国務院婦女児童工作委員会の会員機構が設立最初の19から35まで増加している。現在の段階では、国務院婦女児童工作委員会が国家発展改革委員会、教育部、民政部、財政部、人力资源社会

¹ 中国婦女基本情况と全国婦女主要工作報告、2014

² 国務院、『中国性別平等と婦女発展』白書、2015

³ 国家統計局、『中国婦女発展綱要（2011-2020年）』実施情況の統計報告、2014

保障部、農業部、國家衛生計画生育委員会等、29の部門と6つの団体組織が含まれる機構まで発展してきている。『中国女性発展綱要〔2011-2020〕』では、7つの優先分野を確定し、57の目標と88の戦略的方策が提示された。

中国女性の政治参加比率が以前より高まり、国家と社会事業での意思決定と管理部門では、その役割が増している。まず、中央では、全国人民代表と全国政治協商会議委員のなかで、女性の代表議員の割合が向上している。2013年、第12回全国人民代表大会では、女性の代表議員が計699名で、全体の23.4%を占め、11回の全国人民代表大会に比べて、2.1%の増加を実現した。この割合は史上最高の記録である。全国人民代表大会常務委員会では、女性の代表議員が25名で、全体の15.5%を占めた。

2013年、第12回全国政治協商会議では、女性委員が399名で、全体の17.8%を占めていた。第11回と比較すると0.1%増加した。全国政治協商会議常務委員会では、女性の常務委員の人数は38名で、全体の11.8%を占めていた。第11回に比べて1.3%増加した。

そして、公務員に占める女性の割合も増加している。2013年では、全国の女性公務員の人数は168万名で、全体の24.1%を占めていた。2010と比較すると0.9%増加した。2014年では、中央機関及びその直属機関での新採用公務員のなかで、女性の割合は49.8%で、地方ではこの割合は44.7%であった。また、女性が企業の経営に参加する割合が明らかに向している。2014年では、企業の取締役会では、女性の割合は40.1%であり、また、企業の監事會では、女性社員が全体の41.5%を占めていた。2010年に比べると、それぞれ7.4%と6.3%増加していた。その他、女性が基層社会の管理活動にも積極的に参加している。2014年には住民委員会において、女性の割合は48.4%であった。そして、農村地域では、その割合は22.8%で、2010年と比較すると、1.4%⁴増加した。女性による基層社会の管理への参加率が向上しているが、『中国婦女発展綱要〔2011-2020〕』で提示された目標に比べると、30%の差がある。のために、女性の基層社会における管理と意思決定への参加率を高めるには中国政府の関連部門にとって、今後更なる取り組みの努力が必要である。

女性は平等的に経済活動に参加し、経済発展の成果を享受する機会が向上し、女性の経済状況もかなり改善されている。具体的には以下が挙げられる。

第一に、女性の就業規模が持続的に増加している。2014年には、全国の女性の労働者数は34,640万人で、社会全体の44.8%を占めていた。都市企業では、女性の労働者数が6,546万人で、全体の35.8%を占めていた。2010年に比べると、1,684万人増加している。

第二に、女性の就業構造は徐々に整備されている。第三期の中国女性の社会地位に向けての調査報告によると、女性の産業別就業割合を見ると、第一次産業と第二次産業の割合が10年前と比較すると、25%も伸びていた。2014年、公有制企業と事業機関（役所）では、女性の専門技術者数は1,423.6万人で、2010年に比べると、154万人も増加した。そのなかでは、高度な専門技術を持つ女性者数が141.2万人で、2010年に比べると、39万人増加した。

第三に、女性の就業者数と起業家数がともに伸びている。2009年以来政府は、女性の雇用拡大に向けて、小規模融資制度プロジェクトを実施している。今まで、計2220.6億元の融資を行っている。それによって、数多くの女性の就業と起業を推し進めている。

第四に、農村地区において、女性労働力の能力と就業技能が高まりつつある。今までに、

⁴ 国家統計局、『中国婦女発展綱要〔2011-2020年〕』実施情況の統計報告、2014

全国で約20万カ所の「婦女学校」が設立され、約2億人の女性が新しい農業技術、新しい品種についての研修に参加している。しかし、都市と農村地区の女性の経済状況が改善されていると同時に、都市と農村地区の女性労働者向けの社会保障の格差などさまざまな問題も残っている。72.6%の企業が『女性労働者保護特別規定』を実行しているが、一部分の企業、特に非公有制企業の雇用制度がまだ整備されていない。女性労働者の勤務時間を勝手に延長し、残業料が支払われず、女性の労働環境の衛生水準が低いなどさまざまな問題がまだ残っている。

男女間の教育格差が縮んでいる。2013年、15歳以上の非識字者率が6.7%で、1995年と比較すると17.4%下がっていた。女性が教育を受ける平均年数が向上し、ジェンダーギャップが縮んだ。第6回国家統計局の国勢調査によると、2010年、6歳以上の人団では、女性が教育を受ける平均年数が8.4年に達していて、10年前に比べると、1.3年伸びていた。また、男性との格差が10年前と比較すると、0.2年縮小していた。また女性が職業教育と技能訓練を受ける割合が高まりつつある。

女性の健康水準が向上している。2010年には、女性の平均寿命が77.4歳であり、2000年に比べると4.1歳も伸びていた。妊婦の死亡率は1990年の88.8/10万から2014年の21.7/10万まで、大幅に低下していて、国連のミレニアム開発目標⁵を実現した。都市と農村地区の妊婦死亡率格差が、2000年の2.4倍から2014年の1.08倍まで更に縮小していた。女性と児童たちの健康レベルが大幅に改善されているが、地区別の格差が依然として大きい。ある東部地区の妊婦死亡率は先進国を下回っているが、一部分の西部地区では、その死亡率が長期的に高い。2014年のデータによると、西部地区の妊婦の死亡率が東部地区の2.6倍になり、32.7/10万であった。全国31カ所の省（市、区）を比較すると、最高レベルの省（市、区）と最低レベルの省（市、区）間では、23倍⁶の格差があった。

（2）文化と社会背景

「男女平等」の原則は憲法に明記されている。1949年、新中国が成立して以来、特に1970年代から改革開放の政策を実施して以来、中国の経済成長と社会発展が全面的な進歩を遂げると同時に、男女平等のメカニズムが整備されつつあり、女性たちはこれまでにないチャンスに恵まれている。

中国の第18回人民代表大会では、「男女平等という基本国策を堅持し、女性と児童たちの合法的な権益を守る」ということが明確に提示された。これは中国政府の文書では、初めて「男女平等」という基本国策に対する明確、詳細な記述であり、意味深い。中国政府は、ジェンダー平等などを含む「公平正義」を、社会主義の調和のとれた社会の構築の重要な内容として導入している。経済、法律、行政、世論などの方策をとおして、女性が政治、経済、文化、社会と家庭生活などさまざまな分野で男性と平等な権利が持てるよう取り組んでおり、女性の全面的な発展を促進している。

2010年以来、中国の女性の社会地位は大きく向上し、差別も縮小してきた。主に政治、経済、教育、健康、社会保障などの面において、「男女平等」の意識が徐々に浸透している。

⁵ 国務院、『中国性別平等と婦女発展』白書、2015

⁶ 国家統計局、『中国婦女発展綱要（2011-2020年）』実施情況の統計報告、2014

しかし、地域別の経済発展レベルと伝統的な観念の影響で、都市と農村の間、地域間、群体間では、女性の地位と発展状況には格差がある。まず、就職では、労働力の供給が需要を上回るという状況で、女性が性別差別を受けるケースが多い。給料では、女性労働者と男性労働者との格差が大きい。

第二に、中国の農村地区では人口が多くて、資源は比較的不足している状態であるが、女性は男性に比べて資源を利用する機会が少ない。中国の中・西部の農村地区では、女性の教育と健康状況が東部地区と比べると、格差が大きい。

第三に、中国都市化の急速な発展にともない、農村の土地収用などの原因で、女性が土地を失い、あるいは土地の補助金が低いなどの問題が徐々に明らかになっている。

第四に、「男子は外、女子は内」という中国伝統的な観念の影響で、女性が男性より、より多くの家事を担当し、仕事と家庭を両立することが難しくなり、そのために、女性が個人発展のチャンスを失っている。また、女性が経済的に自立できず、結婚生活では女性の地位が下がって、特に農村地区では、女性が家庭内暴力を受ける問題が深刻である⁷。

2-2 女性の社会発展への参加 / ジェンダー差別に関する政策

女性の社会発展への参加 / ジェンダー差別に関する政策

- 1) 1982年、中華人民共和国の第四版の『憲法』により、女性が政治、経済、文化、社会と家庭において、男性と平等の権利を持つと明記されている。
- 2) 1992年の第7回全国人民代表大会第5次会議では、『中華人民共和国婦女權益保障法』を策定し発表し、中国初の女性を主体とする基本法である。
- 3) 1995年以来、全国人民代表大会が母嬰保健法、『人口と計画出産法』、『婦女權益保障法』と『農村土地請負法』など100の女性の権益保障にかかる法律法規を策定し発表し、女性の合法的な権益を守るために法的根拠を提供している。
- 4) 2011年、中国政府が『中国婦女発展綱要（2011-2020）』を発表し、女性が経済、意思決定、教育、健康、法律と環境などの分野での地位向上を注目している。

(1) 女性の法律地位

1982年12月4日、第5回全国人民代表大会第5次会議では第四版の『憲法』を策定し発表した。『憲法』では「中華人民共和国の女性が政治、経済、文化、社会と家庭生活など各分野において男性と平等の権利を持つ」と、根本大法の形で明記されている。

1992年4月3日、第7回全国人民代表大会第5次会議では『中華人民共和国女性権益保障法』を決定した。これは中国史上初の、女性を主体として女性の合法的な権益を全面的に守る基本法である。女性の「権益を政治権利」、「文化教育権益」、「労働と社会保障権益」、「財産権益」、「人身権利」と「結婚家庭権益」など6つに分類し、女性の権益保護と男女平等の促進のうえで重要な役割を果たしている。

2005年8月28日、第10回全国人民代表大会常務委員会第17次会議では、『「中華人民共和国女性権益保障法」に関する修正』を決定した。女性権益保障法（修正案）が男女平等という基本国策の法的地位を明確にし、政府主導の地位を強調し、女性権益の保障内容を充実

⁷ 全国婦女連合会、第三期中国婦女社会地位調査報告、2010

させ、弱い立場にあるグループへの特別な法的保護を強化した。

現在、中国は憲法を基礎にし、女性権益保障法を主体とし、国家各種類の各法律法規、地方の法規と政府関連部門の行政規定などを含め、女性の権益保護と性別平等の促進に関する基本的な法律体系を形成している⁸。

1) 女性の政治権益

女性のすべての権利のうち、政治権利が第1位にあり、女性の他のすべての権利を実現するコアとされている。1954年、中華人民共和国の初の『憲法』により、「女性が男性と平等の選挙権と被選挙権を持つ」と明確に規定されていた。

1995年に国連第4次女性大会が北京市にて行われた。会議では、『北京宣言』と『行動綱要』が決定され、『行動綱要』には、「女性が平等的に政治活動に参加する」と記述された。

1998年の『中華人民共和国農村委員会組織法』では、女性の代表議員者数が全体の3分の1以上を占めることと規定された。

現行の『中華人民共和国婦女権益保障法』の第九項、第十項、第十一項、第十二項の規定では、以下の記述がある。「国家は女性が男性と平等な政治権利を持つことを保障する」、「女性が各種のルートと形式を通じて、国家事務、経済と文化事業の管理に参加する」、「女性が男性と平等な選挙権と被選挙権を持つ。全国人民代表大会と地方の各級人民代表大会の代表議員の中で、一定の女性の代表議員数を保有する。国家が措置を講じて、全国人民代表大会と地方の各級人民代表大会での女性の代表議員の割合を徐々に高める。また住民委員会、村民委員会の中で、一定の女性委員者数を確保する」、「国家が女性幹部の育成と選抜を積極的に取り組む。国家機関、社会団体、企業と事業単位が幹部を育成、選抜と任用するときに、男女平等の原則を堅持しなければならない。一定数の女性が指導役を担当することを保障する」と記述されている。

2) 女性の教育権益

『中華人民共和国教育法』第九条の規定では、「中華人民共和国の国民は教育の権利と義務を有する。民族、種族、性別、職業、財政状況、宗教信仰などを問わず、教育を受ける権利を平等に有する」、『中華人民共和国義務教育法』の第一章の第四条の規定では、「中華人民共和国の国籍を持つ適齢児童、青少年は、男女、民族、種族、家庭の財産状況、宗教信仰を問わず、義務教育を受ける権利を平等的に有し、義務教育を受ける義務を履行する」と記述されている。

『中華人民共和国婦女権益保障法』の第十五項、第十六項、第十七項、第十八項の規定では、「国家は女性が男性と平等の文化教育権利を有することを保障する」、「学校と関連部門が国家の関連規定を実行しなければならない。入学、進学、卒業後配属、学位授与、留学などの方面では、国家政府は女性が男性と平等の権利を有することを保障する」、「学校が新入生を採用する時に、特殊な専門のほか、性別という理由で女子学生を拒否すること、あるいは女子学生の採用基準を高めることなどを禁じる」、「学校が女性青少年の特徴によって、教育、管理、施設などの方面で措置を講じて、女性青少年の心身健康の発展を保障する」、「父母あるいは他の保護者は、適齢の女性児童が義務教育を受けることを保障する義務を履行しなければならない」と記述している。

⁸ 全国婦女連合会元副主席、書記處書記莫文秀、中国婦女権益保障の法制化建設、2008

3) 女性の労働権

1994年、『中華人民共和国労働法』では、女性労働者の権益について、以下のような特別規定が策定されている。(1) 女性が男性と平等の就業権利を持つ(第三条、第十二条、第十三条)。(2) 女性の特別な時期には特別な労働権益を有している(第二十九条の第三項)。(3) 女性が男性と同等の労働報酬を享有する権益を有している(第四十六条の第一項)。

現行の『中華人民共和国女性権益保障法』では、女性の労働権益についてさまざまな規定がある。例えば、第二十二条には、「女性が男性と平等の労働権利を持つことを保障する」と規定されている。第二十三条には、「企業が社員を採用する時に、女性に相応しくない仕事と職務のほか、性別を理由に女性社員を拒否すること、あるいは女性社員の採用水準を高めることが禁じられている」と記述されている。

2012年、国務院令の第619号が『女性労働者保護特別規定』(以下、「規定」記す)を発表した。規定によって、雇用者は女性社員に対する労働範囲についての規定を遵守しなければならない、そして、規定の付録では、女性社員が特別な時期での禁止された労働範囲を明確に規定しなければならないとされている。また、規定では、雇用者が妊娠、育児などを理由として、女性社員に向けての給料の引き下げ、辞職、労働契約の解約などを行うことが禁じられている。妊娠時期には、元の仕事の継続が難しい場合、医療機関が作成する証明書により、労働削減と労働転換をする。7ヵ月以上の妊婦に対して、勤務時間の延長と残業などの行為が禁じられている。そして、勤務時間のなかで、一定の休憩時間を確保することが規定されている。また妊婦の出産前の検査時間を労働時間として計算することが規定されている。

『中華人民共和国婚姻法』の第十五条では、「夫婦双方は自由に生産、仕事、勉強と社会活動に参加する。一方は他方を制限あるいは干渉することが禁じられている」と、女性労働者の権益について明確的に規定している。

4) 女性の婚姻家庭の権益

『中華人民共和国婚姻法』の第十三条では、「夫婦双方の家庭地位は平等である」と規定されている。『中華人民共和国婦女権益保障法』では、女性の婚姻家庭の主な権益について、さまざまな規定がある。例えば、第四十三条、第四十四条、第四十五条では、「国家は女性が男性と平等の婚姻、家庭における権利を有することを保障する」、「国家は女性の婚姻自主権を保障する。女性の結婚、離婚の自由を干渉することは禁じられている。」、「妊娠中、出産後の1年間あるいは妊娠停止後の6ヵ月間では男性が女性と離婚することが禁じられている」などの規定がある。

2015年12月27日、第12回全国人民代表大会常務委員会の第18次会議では、『中華人民共和国反家庭暴力法』が決定された。この法律が2016年3月1日から実施される。『中華人民共和国反家庭暴力法』の第三条と第五条の規定では、「国家があらゆる形の家庭暴力を禁止する」、「暴力を受ける未成年、老年者、身体障害者、妊婦、重大病気を患う人々に対して、特別な保護措置を講じなければならない。」と規定されている。

5) 女性の財産権益

『中華人民共和国女性権益保障法』では、「国家は女性が男性と平等の財産権を持つことを保障するだけではなく、集団経済組織での収益分配、農村地区の土地の請負と経営、土地の補助金の獲得、在宅地の使用などの方面では、女性が男性と平等の権利を有する」、『中

華人民共和国継承法』の第九条は、女性の継承権について、「両性が平等の継承権を有している」と規定されている。『中華人民共和国婚姻法』第十七条によると、「夫婦は婚姻関係存続期間内の給与、ボーナス、生産経営収益、著作権収益、相続及び贈与で得た財産などはすべて夫婦の共有財産とみなし、それらに対して平等な処理権を有する。」

(2) 女性発展綱要

『中国女性発展綱要（1995–2000年）』と『中国女性発展綱要（2001–2010年）』が策定されている。2011年には、中国国務院が『中国女性発展綱要（2011–2020年）』を策定し、発表した。この『綱要』では、「女性と経済」、「女性の意思決定と管理への参加」、「女性と教育」、「女性と健康」、「女性と社会保障」、「女性と法律」、「女性と環境」など7つの優先的発展分野の主要目標と戦略を策定している。

1) 女性と経済

女性が平等の労働権利を有することを保障し、就業でのジェンダー差別をなくす。都市地区の女性労働者数を向上させる。男女間の非農業就業率と収入格差を縮小する。技術労働者での女性の割合を高める。女性社員の労働安全を確保し、女性社員の職業病の発病率を下げる。農村地区の女性が土地の請負と経営権を平等的に有することを保障する。女性の貧困状況を改善する。

- ・労働者での女性の割合を40%以上を保持する。
- ・高度専門技術者での女性の割合は35%以上を保持する。

2) 女性と意思決定及び管理

全国と地方の各級人民代表、政治協商会議委員及び人民代表大会、政治協商会議常務委員での女性の割合を徐々に高める。国家直属機関と省、市の政府部門の指導者層では、女性幹部の割合を増加させる。県（処）レベル以上の各レベルの地方的政府部門では、女性指導者の割合を高める。企業の取締役会、監事會と指導者層では、女性の割合を高める。職員代表大会、教育職員代表大会では、女性の代表議員の割合を高める。

- ・県级以上の地方的政府部門の指導者層では、1名以上の女性幹部を配置し、その数を徐々に増加させる。
- ・農村委員会では、女性委員の割合を30%以上とする。農村委員会の主任職では、女性主任の割合を10%以上とする。
- ・住民委員会では、女性の割合を約50%の程度とする。

3) 女性と教育

男女平等の原則を全面的に貫く。初等教育、中等教育、高等教育での女性の入学率を高める。大学では、女性学などの課程の普及率を高める。職業学校教育と職業訓練を受ける女性の割合を高める。女性が教育を受ける年数を向上させる。女性の非識字率を下げる。各レベルと各種類の教育課程の規準と教育過程では、男女平等の原則と理念を全面的に貫く。

- ・就学前の3年間の粗入園率⁹が70%に達し、女子児童たちが平等に就学前教育を受ける。

⁹ 粗入園率とは、国家教育部によって定められ、3～6歳の適齢児童の幼稚園入学比率をいう。粗入園率 = (適齢児童の在学人数 / 3～6歳の児童総数) *100%

- ・9年義務教育の普及率が95%に達し、女子児童たちが平等に9年義務教育を受ける。女性の中途退学をなくす。
- ・高校段階の粗入学率¹⁰が90%に達し、女性が平等に高校段階の教育を受ける。
- ・高等教育の粗入学率が40%に達し、女性が平等に高等教育を受ける。大学の在校生では、男女の比例がバランスのとれた状態とする。
- ・主な労働年齢人口では、女性が教育を受ける平均年数が11.2年とする。
- ・成人の女性たちの非識字率を2%以下とする。

4) 女性と健康

女性が質の高い基本的医療衛生サービスを享有し、女性の平均寿命を徐々に伸ばす。都市と農村地区との格差を縮小し、流動人口での妊婦の死亡率を下げる。女性の特有病に対して、定期的な検査を行う。女性のAIDSとSTDの感染率がコントロールされている。子宮頸癌と乳がんの治癒率を高め、その死亡率を下げる。妊婦の重度貧血症の発病率を下げる。心理健康知識と精神病の関連予防知識の女性への普及率を高める。女性の妊娠中絶率を下げる。女性のスポーツへの参加率を向上させる。

- ・妊婦の死亡率を20/10万以下とする。
- ・女性の特有病に対しての検査率が80%以上に達する。

5) 女性と社会保障

都市と農村地区の生育保障制度を整備し、生育保険がすべての企業をカバーするよう保障する。女性の生育保障レベルが徐々に高める。基本的医療保険制度が都市と農村地区の女性をカバーし、医療保障レベルが向上しつつある。女性養老保険の普及率が更に高まっている。都市の個人労働者と柔軟的に就業する女性に向けて養老保険のカバー率を更に向上させ、新型農村社会養老保険の女性の加入率を大幅に高める。失業保険の女性の加入率が増加し、失業保険の待遇レベルを徐々に向上させる。労働に従事する女性労働者全体が労災保険に加入する。女性に向けて養老サービスのレベルを高める。

- ・都市と農村地区のコミュニティを単位として養老サービスのカバー率が90%以上に達する。

6) 女性と法律

男女平等の促進を目的としている関連法律法規が徐々に整備される。法規政策のジェンダー平等に対しての審査を強化する。女性が法律によって、自分の権益を守る意識と能力を高める。女性に向けての強姦、誘拐、売春など、女性の権益を侵害する犯罪行為を取り締まる。女性への家庭暴力を予防し、制止する。婚姻家庭では、女性の財産権益を保障する。女性を対象とする法律支援を確保する。

7) 女性と環境

「男女平等」という基本国策を実行し、両性平等、調和のある家庭と社会環境を実現する。性別平等の原則を環境と発展、文化と報道、社会管理と家庭などの関連政策では全面的に貫いている。報道分野での性別平等という監視と管理メカニズムが整備されている。コミュニティでは、婚姻家庭に関する教育とコンサルティング活動を行い、平等的、文明的、調和的と安定的な家庭関係を構築する。女性が調和のある家庭関係の構築を促進するよう支

¹⁰ 粗入学率とは、一学級の在校生人数と教育部規定の適齢人口総数の比。

援する。育児と介護サービスを展開し、女性が仕事と家庭をよりよく両立するよう促進する。農村地区の飲用水の安全問題を全面的に解決し、水汚染の女性健康への影響を抑える。女性の省エネルギーと排出削減への参加、低炭素ライフスタイルの実践を促進する。都市と農村地区的トイレ普及率を高め、男女のトイレ比例が実際需要に合うよう取り組む。女性の災害への予防と対応能力を向上させ、災害削減での女性の特殊なニーズを満たす。

- ・農村地区では、集中式水供給の利益を受ける人口の比率が85%に達する。
- ・農村地区的トイレの普及率が85%に達する。

2-3 国内の関連機構

中華全国婦女連合会

- 1) 中華全国婦女連合会は、1949年に設立された全国最大規模の女性組織であり、政府の関係機関と一般女性の橋渡しの役割を果たしている。
- 2) 中華全国婦女連合会は全国組織、地方組織、基層組織と団体会員が結びついた組織制度を実施している。その最高指導機関は、全国婦女代表大会と中華全国婦女連合会執行委員会である。全国婦女代表大会は5年ごとに開催されている。
- 3) 中華全国婦女連合会の基本的職能は、女性の権益を代表し、守り、男女平等を促進する。

(1) 背景

中華全国婦女連合会は、1949年に設立された全国最大規模の女性組織であり、全国各民族の女性の更なる開放と発展のために設立された。中華全国婦女連合会の基本的機能は、女性の権益を代表し、守り、男女平等を促進することである。中華全国婦女連合会は全国組織、地方組織、基層組織と団体会員が結びついた組織体制である。現在まで、約90万の各レベルの組織を有しており、職員と兼業職員の婦女連合会の幹部者数は9万名以上に達している。全国では、約125万の各級団体会員がいる。全国の農村地区、コミュニティ、そして女性が多い分野では、約74.5カ所¹¹の「婦女之家」を構築している。

(2) 主な任務

- 1) 女性の改革開放事業、及び社会主義の経済建設、政治建設、文化建設、社会建設と文明建設への参加を動員する。中国の特色ある社会主义の実践において、積極的な役割を果たす。
- 2) 女性を代表して、国と社会事業の民主的意思決定、管理、監視、及び関連法律法規の策定に参加し、社会管理と公共サービスに参加し、女性権益の保障に関する法律制度、児童発展綱要の実施を促進する。
- 3) 女性と児童の合法的な権益を守り、女性の意見に耳を傾け、女性の要求を反映し、その関連提言を各レベルの政府機関に提出し、関連部門の女性と児童に対しての権益侵害などの行為への取り締まりを強化し、協力して、被害を受けた女性と児童のために支援を提供する。

¹¹ 全国婦女連合会、中国女性基本状況と全国婦女連合会主要工作、2014

- 4) 全国各地の女性が社会主義核心的価値観を実践するよう提言し、自尊、自信、自立と自強の精神を強調し、女性の総合的な素質の向上と全面的な発展を実現する。マルクス主義の婦女觀をアピールし、男女平等の基本国策の実行を促進し、女性の全面的発展につながる社会環境を整備する。優秀な女性人材を育成し、推薦し、表彰する。
- 5) 女性の仕事と家庭生活に着目し、支援を広げ、サービス拠点を構築し、公益事業の発展を推し進める。ボランティア事業の規模を強化し、「婦女之家」の建設を推進する。女性社会組織と社会各界との交流を深め、全社会が女性と児童のためにサービスを提供するよう促進する。
- 6) 全国各民族と各界の女性の団結を促進する。香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地区及び海外の中国女性、女性組織との交流を強化し、祖国の平和統一の実現を促進する。
- 7) 世界各国の女性、女性組織との友好交流を発展させ、お互いの理解の深化、友情の強化、協力の促進につながり、世界の平和に貢献する。

毎年、中華全国婦女連合会による資金提供、技術支援、広報を通じて、女性の成長と発展を促進する。

- ・2009から2013年まで、女性に向けて、計1803.36億元の小規模融資を実施した。中央と地方政府が計113.39億元の融資を提供した。358.07万人の女性のために、起業資金を提供し、数千万人の女性の創業と就業活動に貢献した¹²。
- ・全国8,100カ所の女子大学生の企業実践拠点と2万人以上の「女子大学生企業指導教師」を通じて、約50万の女子大学生の実習、企業と就職活動のために、訓練と指導を提供了。各レベルの婦女連合会が都市地区の女性失業者、女子大学生、農村地区的女性労働者、350万人に対し訓練を実施した。また、約540万人の女性の企業と就職活動に貢献した¹³。
- ・女性権益を守るために、関連法律と政策の策定を提言し、意思決定では、女性の地位を高めることを推進した。「春蕾計画」「母親水窖」「母親健康急行列車」などのプロジェクトを通じて、教育、健康などの分野での女性の平等権益を守る活動を実施した¹⁴。

¹² 全国婦女連合会、中国女性基本状況と全国婦女連合会主要工作、2014

¹³ 全国婦女連合会、中国女性基本状況と全国婦女連合会主要工作、2014

¹⁴ 同上

第3章 主要セクターにおける WID

3-1 教育分野

教育分野に関する概要
1) 就学可能な女子のほとんどが平等に義務教育を受けています。中国の2014年の義務教育(9年制)の普及率は92.6%である。 2) 女子教育構造が改善され、教育における男女の格差が縮小してきた。 女子の被教育程度とレベルは地域間格差がある。 3) 非識字者の数が減少している。非識字者は農村地域に集中し、特に女性が主である。中国全土に非識字者が55,419万人おり、うち3,888万人が農村に在住し、さらにその72.7% ¹⁵ が女性である。

(1) 政府の政策と法律

女性が男性と平等に教育を受けることを保障するために、一連の政策と法律が策定された。1982年の『中華人民共和国憲法』(第四部)には「中華人民共和国の国民が平等に教育を受ける権利を有する」ことが規定されている。『中華人民共和国教育法』と『中華人民共和国憲法』では「公民は性別、民族、職業、財産、宗教信仰などを問わず、平等に義務教育を受ける権利がある」と規定されている。また『中華人民共和国婦女權益保障法』では女子の入学、進学、卒業進路の決定、学位授与、交換留学などの面で男子と平等な権利を保障するため、学校と関連機関はそれに関する規則を実施することが明記された。

現在の中国教育制度は、幼児教育、初等教育、中等教育、高等教育という四段階から構成されている。2006年、『中華人民共和国教育法』(改正案)では、国家義務教育(9年制)の就学年齢は6歳で、条件が揃っていない地域は7歳に遅延することができるとして明記された。改正された『義務教育法』の最も大きな改正は、就学可能な年齢層の児童が9年制義務教育を修了する間、授業料、雑費を支払う必要がないことが規定されている点である。これをとおして、中国児童の就学率を高め、非識字率を減少させる。2014年までに、小学校純就学率¹⁶について、男女児童とも99.8%に達し、中国全土の義務教育普及率は92.6%¹⁷に及んでいる。前期の中等教育の純就学率は103.5%、後期の中等教育の純就学率は86.5%¹⁸に達した。中国で現在、増加した労働力のほとんどが後期の中等教育を受けていることを反映している。

中国は人口が多いため教育の需要が大きく、公衆教育資源だけでは教育に対する需要を満たすことができないため、民営教育が果たす役割が徐々に増加している。1993年2月、中共中央、国務院が『中国教育改革と発展』を施行し、国の教育分野での独占的な局面を改変し、政府を主体として各社会団体と共同で教育を運営する制度を策定した。1997年に国務院で発表された『社会団体学校運営条例』は中国で初めて民営教育を規定する行政法規で、中国の民営教育が法律を根拠にして設立、管理、運営される段階に入ったことを反映している。

¹⁵ 国家統計局、中国第六回人口調査データー、2010

¹⁶ 純就学率= (小学校在学者数 / 小学適齢人口総数) *100%

¹⁷ 義務教育普及率= (卒業人数 / 入学人数) *100

¹⁸ 教育部、中国教育概況、2015

る。2000年に教育部が発表した『国家中長期教育改革と発展 2010-2020』には、国家教育と民営教育との共同発展の仕組みを形成すると規定されている。また、18の全国的社会組織の報告で、社会の力により教育を興すことを推奨している。2004年、中国全土では各レベルにおけるさまざまな民営学校は15.5万校であり、2009年より5万校増加し、在籍学生が4301.9万人で、2009年より1236.5万人増加した。在籍学生のうち、民営学校の学生数は幼児教育の53%、小学校の7%、中等学校の11%、短大の11%、高校の23%¹⁹を占めている。

都市化の進展に伴い、多くの農村人口が都市に移行している。2014年、都市に移行して働く人口は2.74億人に上る。義務教育を受ける時期に親に同伴し、移動する子どもは38.42%に達している。義務教育の都市化率が急速に上昇し、72.55%になっていることから、親に同伴し移動する子どもへの義務教育も大変注目されている。「國務院の戸籍制度改革を促進する助言について」では、農村からの移住者及び他の定住地を有する親に同伴して移動する子どもが教育を受ける権利があることが記載されている。教育部は農村部から都市部に移動する親（農民工）に同伴し移動する子どもの義務教育を着実に確保するため、政策的指導、財政的保障、民営学校支援、地域を越える進学実施などの措置をとおして、こうした子どもの教育を保障させようとしている。2014年に農民工の親に同伴し移動する子どもに関して、73.8%は公立学校で勉強し、17.5%は私立学校で勉強し、8.7%は農民工子弟学校で勉強している²⁰。

(2) 教育予算

2014年の教育予算の総額は32806.46億元であり、うち26420.58億元は公財政教育経費（主に公財政的予算による教育経費、国家基金予算による教育経費、企業運営学校の企業寄付、学校運営産業と社会サービスとの教育経費として利用する収入などを含む）である。公財政教育支出は22576.01億元で、うち4101.59億元は中央財政教育支出である²¹。

教育予算源を拡大するため、中国政府は民間資金の教育分野への投入を導入し、投資、資金援助、新設校への投資をとおして、あるいは、合併、連携、補正新設、分類管理、政策援助などをとおして、教育予算に取り組むことができる。2014年に中国は492億元の民間資金を集め、教育に投入した。そのうち157億元が学校新設に使われている²²。

(3) 初、中、高等教育

中国の義務教育普及率は高い。2014年に小学生児童の純就学率は男女とも99.81%、中学生の粗就学率²³は103.5%、義務教育の普及率は92.6%に達している。中西部の発展が遅れた地域、特に辺境かつ貧困地域及び少数民族地域では、中学生の退学率が比較的高く、10%を超える地域もある²⁴。2015年に國務院教育監督委員会事務室は『全面的に貧困地域における義務教育レベルの弱い学校環境を改善する特別監督方法』で、ハード面・ソフト面を含め、

¹⁹ 教育部、『国家中長期教育改革と発展計画綱要（2010－2020年）』中期評価報告、2015

²⁰ 東北師範大学、『中国農村教育発展報告2015』、2015

²¹ 教育部 国家統計局 財政部、全国教育経費施行状況統計報告、2014

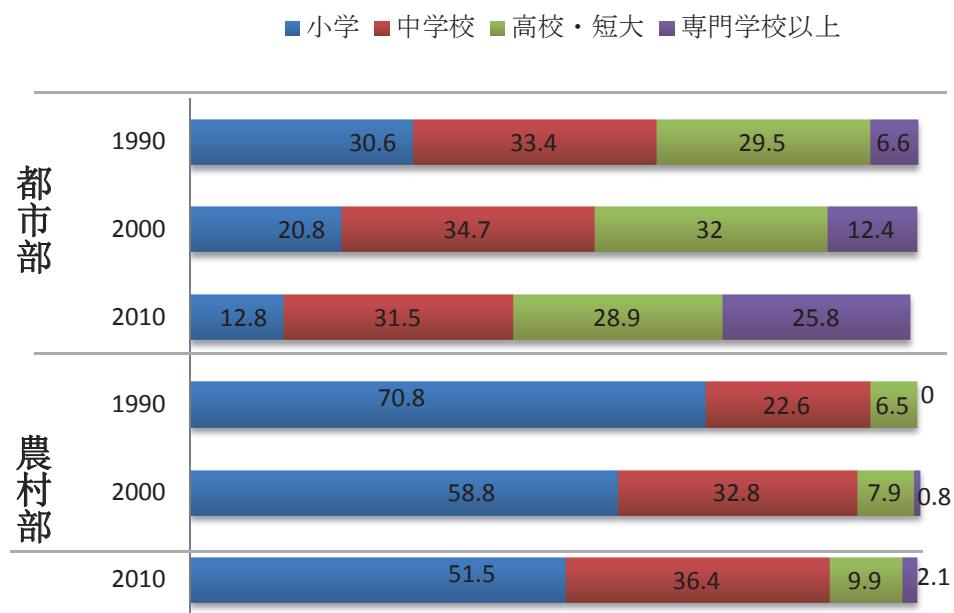
²² 国家教育カウンセリング委員会、全国人大教科文衛委員会主任委員柳斌杰、中国教育経費投入歴最高の記録－十二五教育経費投入成績、経験と助言、2015

²³ 粗入学率とは一学級の在校生人数と教育部規定の適齢人口総数の比。

²⁴ 全国人大常務委員会法執行検査グループ、中国義務教育法実施状況報告、2013

貧困地域の教育環境と教育の質を改善し、小学生の退学率を0.6%以下に、中学生の退学率を1.8%以下に抑えるように努めることを発表した。

教育における男女の格差は縮小している。女子の前期中等教育及びより高いレベルの教育、特に高等教育を受ける機会が顕著に増加している。2014年に、中学と高校に在籍している生徒に占める女性の割合はそれぞれ46.7%、50.0%で、高等学校本科専門と修士課程に占める女性の割合はそれぞれ52.1%、51.6%で、博士課程在籍者に占める女性の割合は36.9%にまで増加した。2013年に15歳及びそれ以上の女性は非識字率が6.7%で、1995年より17.4%減少した²⁵。2010年の全国婦女連合会第三期婦女地位調査によると、中国の18から64歳までの女性の平均被教育年数は2000年に1.8年増加した。教育における男女の格差が10年前の1.5から0.8年までに短縮し、30歳以下の女性の平均教育年数は10.8年である²⁶。



出所：中華全国婦女連合会第三期婦女地位調査報告

図3－1 1990-2010年都市部と農村部における女性の教育水準変化（%）

しかしながら、都市部と農村部の女性の教育水準の差は大きく、高校と短大及びそれ以上の教育を受ける比率では、都市部と農村部の間にかなりの格差がある。

女性が職業教育と技能訓練を受ける比率が上がっている。2014年に中等職業教育を受ける女性は805万人に達し、短大在籍生の女子生徒は397万人であり、それぞれ全体の44.7%、53.0%を占めている。さまざまな短大・大学教育と中等教育を受けた女性はそれぞれ346万人、2万人余りである。中国政府は「新型農民科技訓練プロジェクト」、「国家高技能人材振興計画」及び農民工を対象とする職業技能向上の「春潮行動」「陽光プロジェクト」などさまざまな訓練を開催し、女性団体のニーズを満たせるような取り組みがされている。2013年に政府訓練機構で行われた職員技能訓練に参加した女性はその参加者全体の43.0%²⁷を占めている。

²⁵ 国務院、『中国性別平等と婦女発展』白書、2015

²⁶ 全国婦女連合会、第三期中国婦女社会地位調査報告、2010

²⁷ 国務院、『中国性別平等と女性発展』白書、2015

また、伝統的な思考パターンや生理的、心理的な男女特性の差などが原因で、高等教育の専門分野選択に男女の違いがある。個別の大学、専門男女比率に大きな違いが見られる。2015年に中国高等学校が協力し、高等学校179校の男女構成比ランキングを公表した。結果は以下のとおりである。4つの師範学校と4つの外国語大学は女性比率のトップ10に入り、98%の学生が女性である中華女子学院は首位となった。それに対して、1校の刑事学院、2つの体育院と7つの理工系大学はランキング外であった。そのうち、女性が最も少ない学校は中国刑事警察学院で、女子生徒の割合は13%²⁸であった。

(4) 教師

各レベルの教育施設において、女性教師の割合は継続的に増加している。基礎教育において、女性教師数は男性教師数より多い。2014年、幼児教育の女性教師数は180.6万で、中学校教師全体の97.9%を占める。初等教育（小学校、成人小学校）の女性教師数は351.2万で、中学校教師全体の62.09%を占める。高校女性教師数は84.4万で、高校教師全体の50.55%を占める。中学校の女性教師数は183.4万で、中学校教師全体の52.6%を占めている。高等学校の女性教師数は73.9万で、高等学校教師数の48.1%を占めており、1995年より18.1%増加している。成人高等学校とほかの民営高等教育機構の女性教師の割合はそれぞれ53.04%、51.34%²⁹である。

中国の女性教師には、中級レベル以上に表彰された女性教師の割合が増加しつつある。小学校中級レベル以上に表彰された女性教師の割合は53.9%で、中学校中級レベル以上に表彰された女性教師の割合は60.1%³⁰である。

農村教師のチームづくりは、中国教師のチームづくりの難点であり弱みである。2014年『農村教師支援計画（2015-2020年）』が公表され、それが農村教育の発展を、貧困の世代間連鎖をなくすという戦略に位置づけている。中国の24省では授業料免許、授業料返済などの手段を通じ、地域師範生を対象に無料教育を行っている。年ごとに、農村中小学校に就く師範生と高等学校卒業生の数が3.4万で、2009年より75%増加³¹した。2015年、農村教師は330万人³²に達した。

(5) 識字教育

2006年、中国で9年制義務教育政策を実施して以来、非識字者の数が大幅に減少してきた。国家統計局第6回人口調査結果によると、中国の非識字者は5419万人で、農村の非識字者が3,888万人（全体の71.7%）で、さらに、その72.7%が女性である³³。同時に、中国で識字教育特別資金を設立し、識字教育を展開している。2013年に15歳及びそれ以上の女性の非識字率は6.7%となり、1995年と比較すると17.4%減少し、人数に換算すると、7000万人減

²⁸ 中広網、記者調査：大学男女比率はなぜアンバランスなのか、2015.8.23、URL：
http://china.cnr.cn/yxw/20150823/t20150823_519622704_1.shtml

²⁹ 教育部、各級各類学校女性教師、女性職員数統計、2015、URL：
http://www.moe.gov.cn/s78/A03/moe_560/jytjsj_2014/2014_qg/201509/t20150902_205061.html

³⁰ 教育部、中国教育概況、2015

³¹ 教育部、『国家中長期教育改革と発展計画綱要（2010-2020年）』中期評価教師団体建設テーマ評価報告、2015

³² 教育部、農村教師教育ガイドライン、2016

³³ 国家統計局、中国第六回人口調査データー、2010

少した³⁴。

西部地域、特に新疆、チベット、甘肅、青海、雲南、内モンゴルなどの省（区）における識字教育は特に注目されている。長年にわたって、政府は各方面から西部地域の教育レベルを高め、政策の重点度を高め、財政援助を強化させてきた。2004年に、教育部は『2004-2010年西部地域教育事業発展企画』、2012年に教育部と国家発展改革委員会と財政部と連携し、『中西部高等教育振興計画（2012-2020）』を発表した。政府の強力な提唱と支援の下で、西部地域の教育レベルは顕著に高まっており、非識字率が明らかに減少している。チベット自治区教育局が公表した最新データによると、2013年にチベットで、小学生の就学率は99.59%に達し、青少年の非識字率は0.63%にまで減少し、全地域で1人当たりの教育年数は8.4年に達した。甘肅省教育厅の教育統計分析報告では、2014年甘肅省の幼児教育の粗就学率は70%に達し、2010年より30.32%増加した。小学校の純就学率は99.8%に達し、2010年より0.34%増加した。中学校の粗就学率は105.3%に達し、高校の粗就学率は90%に達した³⁵。

1989年、中華全国婦女連合会の指導の下で、中国児童少年基金会は「春蕾計画」を提出し、全社会の力を動員し、農村の中退児童が復学できるよう援助している。2014年まで、「春蕾計画」は251.7万人の女子児童を支援し、1154校の春蕾学校の新設に資金を提供し、52.3万人の女子児童に対し、実用な技術訓練を提供してきた³⁶。こうしたプログラムをとおして、農村女子児童の退学率と非識字率が減少している。

3-2 保健医療分野

保健医療分野に関する概況

- 1) 母子の保健衛生サービスへのアクセスが増加し普及が進んできた。2014年には、90%の妊産婦が基本的な公衆衛生サービスを享有している。
- 2) 女性のリプロダクティブ・ヘルス・サービスが強化された。2014年には中国全土で母子保健専門のクリニックが3,131カ所ある。生涯をとおして、リプロダクティブ・ヘルス・サービスを享有することができる。
- 3) 女性の健康状況が改善し、女性の平均寿命が伸びている。2014年の妊産婦死亡率は21.7/10万である。2010年に女性の平均寿命は77.4歳であった。
- 4) 母子保健レベルにおいて、地域間に顕著な格差がある。西部の妊産婦死亡率と乳児死亡率は東部より高い。2014年、中国西部地域の妊産婦死亡率は東部の2.6倍で、5歳以下乳児死亡率は東部の3.1倍であった。
- 5) 中国政府はHIV/エイズ予防のための投入を拡大させたため、HIV/エイズの伝播速度が一度抑えられたが、HIV/エイズの死亡率と新発病率がまだ増加しつつある。15から24歳までの青少年及び50歳以上の高齢者はHIV感染者の数が増加している。

³⁴ 国務院、『中国性別平等と女性発展』白書、2015

³⁵ 甘肃省教育厅、教育統計分析報告、2015

³⁶ 中国児童少年基金会、「春蕾計画」プロジェクト2014年統計データ、2014

(1) 政府の政策と法律

女性の保健医療レベルを向上させ、その健康状況を改善するために、中国では、都市部と農村部をカバーする保健医療サービスの仕組みを構築し、母子保健に関する法律と政策制度を継続的に改善している。『中華人民共和国婦女權益保障法』には、国家が婚前保健や妊娠期保健制度を施行し、母子保健事業を発展させることが規定されており、各レベルの人民政府は女性の家族計画技術サービスの享有を保障し、女性のリプロダクティブ・ヘルスを向上させるために措置をとるべきとされている。『中華人民共和国母子保健法』には国家が母子保健事業を発展させ、必要な条件と物質的な援助を提供し、母親と乳児とともに保健医療サービスへのアクセスを保障し、母子保健事業を国民経済と社会発展計画の一部にすべきであることが定められている。こうした一連の法律・法則が、母子保健の法的な根拠となっている。

ほかに、中国では、女性の健康に関する政策も策定されており、一連の母子保健プロジェクトを展開している。『中国婦女発展（2011-2020）』では、女性と健康に関し、婦女の平均寿命を延ばすこと、妊産婦死亡率を減少させる、HIV/エイズ感染をコントロールすることといった8つの指標が設定されている。2003年に中華全国婦女連合会の指導の下で、中国婦女発展基金が「母親発展列車」というプログラムを開始し、農村部の貧困地域の婦女保健に貢献している。2013年末までに、全国30省（区、市）において、計2,200輌の「母親発展列車」がさまざまな保健医療サービスを展開し、また、甘肅、陝西、貴州、新疆などの地域に投入した母親発展列車数が100輌を超え、受益者数が5,400万余りである³⁷。

現在、中国では、母子保健機構を中心とし、下部医療衛生機構をベースとし、大中型医療機関と関連科技教育機関との技術協力により、都市部と農村部をカバーする母子保健サービスシステムが構築されている。

(2) 予算

2014年の医療衛生分野への政府支出は計1.02万億元であり、そのうち中央財政支出が90.02億元である。2010年の4804.18億元より倍増した³⁸。社会衛生支出と個人衛生支出はそれぞれ1.3万億元、1.2万億元で、総衛生支出の36.9%、33.2%を占めている³⁹。

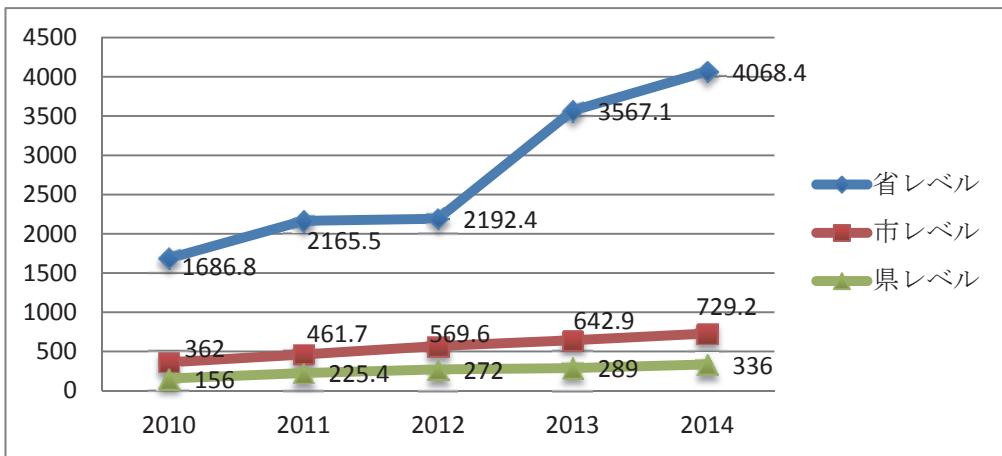
中国国家衛生計画生育委員会が作成した『中国衛生と家族計画統計年鑑』には、2012年に中国で、医療衛生サービスへの支出は3394.3億元、2010年より32.2%増加した。医療保障への支出は3872.5億元で、2010年より66.1%増加し、人口と家族計画事務支出は814.6億元で、2010年より38.6%増加した。

2010から2014年まで、各レベルの母子保健機構に対する平均財政支出が毎年増加する傾向にある。省、市、県レベルにおける母子保健機構における5年間の平均増加率はそれぞれ28.6%、30.2%、14.1%である。

³⁷ 中国婦女発展基金、「母親健康列車」プロジェクト、2014年データ統計、2014

³⁸ 国統計局、年度統計データベース、2014

³⁹ 国家衛生と家族計画委員会、中国衛生と家族計画生育事業発展統計報告、2015



出所：2014年母子保健機構に対する資源と運営状況に関する調査分析報告書

3-2 2010-2012年各レベルの母子保健機構の財政援助中位数の変化傾向

(3) リプロダクティブ・ヘルス・サービス

国家衛生計画生育委員会が公表した『母子保健サービス機構標準化建設と規範化管理に関する指導助言について』によると、省、市、県レベルにおける地域は、地元の在住人口数、婦女児童健康需要、機能分担、職責任務、地域衛生計画、医療機構設置計画に基づき、母子保健サービス機構の数と規模を調整し、母子保健サービス機構の従業員、ベッド数、設備を強化し、各レベルの母子保健サービス機構がその職責任務に応じた執務室、ベッド、設備を整備することを保障すると規定されている。

2014年に中国急病予防制御センター、母子保健センターが監督した母子保健サービスを提供する機関は計2,060カ所（実際は3,098カ所）で、うち省レベルのものは29カ所で、市レベルのものは323カ所で、県レベルのものは2,708カ所である。全国母子保健機関は従業員が39万人おり、うち衛生技術者が32.1万人ある。さらに、衛生技術者数のうち省レベルは631人で、市レベルは188人で、県レベルは39人で、いずれも従業員全体の80%余りを占めている。53.3%の省レベル母子保健機関が全額財政支援あるいは一部支援を受け、52.0%の市レベルと73.6%の県レベル母子保健機構は、主に全額財政支援を受けている。中国全土で入院サービスを提供する母子保健機関は1,969カ所あり、母子保健機関全体の64.3%を占めている。入院サービスを提供する母子保健機関の、省、市、県レベルにおける割合はそれぞれ82.8%、79.6%、62.3%である。中国全土で、入院サービスを提供する母子保健機関のベッド数は計29.3万で、省、市、県レベルにおけるベッド数はそれぞれ423床、150床、50床である。中国全土で母子保健機関に入院している妊産婦が約406万人である。うち省レベルの平均入院妊産婦は8,522人あり、市レベルのそれは2,976人あり、県レベルのそれは1,100人ある⁴⁰。

各レベルの母子保健機関が提供する母子保健関連サービスにおいて、婦人検診、妊娠前の検査、妊娠期検査、妊娠期栄養コンサルティング、ハイリスク状態の妊娠検査、乳腺検査、婦女病スクリーニングサービスを展開する割合はいずれも80%を超えており、各レベルの母子保健機関が提供する児童保健関連サービスにおいて、児童体格成長観測評価、養育コン

⁴⁰ 中国病気予防制御センター母子保健センター、2014年度母子保健機関資源と運営状況調査分析報告、2015

サルティングの割合が90%を超えており、各レベルの母子保健機関が提供するリプロダクティブ・ヘルスと家族計画とのコンサルティングサービスにおいて、優生（優れた子を産むこと）、避妊、遺伝に関するコンサルティングの割合がいずれも高い数字となり、うち県レベルが少し低い。省、市レベルの母子保健機関が新生児病気スクリーニングと産前診断サービスを提供している。そのうち96.6%の省レベルと78.6%の市レベルの母子保健機構は新生児病気スクリーニングサービスを提供し、75.9%の省レベルと47.7%の市レベルの機構が産前診断サービスを提供している⁴¹。

近年来、中国全土における母子保健事業に顕著な効果が表れているものの、課題もある。省、市、県レベルの母子保健機関の予算は全体の10.4～25.9%であり、割合が比較的に低い。一方で、経済レベル、政府投入、衛生インフラなどの格差により、西部地域各レベルの母子保健機関の発展が中部と東部のいずれよりも低い。そして、「二人っ子」政策が母子保健サービスに新たなチャレンジを与えており、2014年中国全土で都市部と農村部を問わず、「単独二人っ子」という政策を実施して以来、母子保健機関の分娩⁴²は2013年より30万増加し、増加率は7.9%となった。そのうち省レベルと市レベルの母子保健機構の分娩増加率は、それぞれ24.7%、18.6%である⁴³。2016年1月1日、「二子」政策が全面的に開放され、更なる課題をもたらすこととなる。

(4) 女性の保健医療に係る状況

『中国婦女発展綱領（2011-2020）』には、女性が生涯をとおして、良好な基本的医療衛生サービスを享有し、女性の平均寿命を高めさせることが規定されている。現在、中国では都市部と農村部をカバーする医療衛生サービスシステムが構築され、女性の病気の制御力を強化している。

女性が疾患しやすい病気に関する検査は都市部でも、農村部でも順調に展開されている。検査率は2003年に68.7%に達しているが、『中国婦女発展（2011-2020）』に明記された80%という目標にはまだ達成していない。

中国で、女性の「両ガン」（乳癌と子宮頸癌）検査を重視しながらも、発病率は増加している傾向にある。2013年中国で、乳癌と子宮頸癌を罹患した割合はそれぞれ16.4/10万、12.2/10万である⁴⁴。中国腫瘍登録センター統計結果によると、中国で毎年約15万人が初めて子宮頸癌を罹患する。また、約8万人の女性が子宮頸癌で亡くなり、死亡率が50%にも達している。そして、毎年、乳癌を初めて罹患する患者が約21万人である。

妊娠に対する保健医療レベルは顕著に改善している。2014年に、90%の妊娠婦が基本的公衆衛生サービスを享有している。妊娠婦体系管理率、妊娠婦カード新規作成率、産前検査率、産後訪問率などが2010年よりそれぞれ増加している。2014年には、3歳以下の児童体系管理率が89.8%に達し、去年より0.8%増加し、妊娠婦体系管理率が90.0%に達し、去

⁴¹ 同上

⁴² 保健機関の分娩：年内妊娠28週及びそれ以上（不明な場合は出産体重が1000g以上）で、生後心拍、呼吸、臍帶鼓動、随意筋収縮の4つの生命体象徴の1つがある新生児数。

⁴³ 国家衛生と家族計画委員会、中国衛生と家族計画事業発展統計公報、2015

⁴⁴ 国家衛生と家族計画委員会、『中国住民栄養と慢性病状況報告（2015）』、2015

年より 0.5% 増加した。妊産婦の産前検査率は 96.2% で、産後訪問率は 93.9%⁴⁵ である。

妊産婦死亡率が減少しつつあり、2010 の 30/10 万から 2014 年の 21.7/10 万に減少した。さらに、都市部妊産婦の死亡率は 20.5/10 万⁴⁶ で、農村部妊産婦の死亡率は 22.2/10 万である。都市部妊産婦死亡の主な原因は、産科出血（21.2%）、羊水塞栓症（13.1%）、妊娠期高血圧（11.1%）、合併心臓病（7.1%）で、農村部妊産婦死亡の主な原因は、産科出血（28.3%）、羊水塞栓症（15.5%）、妊娠期高血圧（11.6%）、合併心臓病（8.0%）⁴⁷ である。

農村部における女性向け保健サービスが改善している。近年来、中国の農村において、妊産婦の入院分娩援助、女性「両ガン」検査などの母子衛生重大プロジェクトが継続的に実施され、計 2 億人の婦女・児童が恩恵を受けている。2014 年に農村妊産婦入院分娩援助プロジェクトをとおして、入院や分娩援助へアクセスできた農村妊産婦は 974 万人（99.4%）で、2010 年より 2.7% 増加した。2009 から 2014 年まで、農村女性「両ガン」プロジェクトをとおして、約 4,300 万人の農村女性に対し、子宮頸癌検査を行い、600 万人余りの農村婦女に対し、乳癌検査を行った⁴⁸。

中国の女性児童の保健水準は全体的に明らかに向上したが、地域によって大きな差が見られる。西部の妊産婦死亡率と児童死亡率は東部より高く、西部の各階級の保健機関の発展も中部や東部に比べて立ち遅れている。2014 年における中部・西部地域の妊産婦死亡率は東部の 2.6 倍で、5 歳未満児童の死亡率は東部の 3.1 倍⁴⁹ である。

（5）家族計画

1978 年より、『中華人民共和国憲法』により、国家は家族計画を推し進め、中国の新生人口が 4 億人減った。家族計画は人口による資源、環境への圧力を緩和し、中国経済発展と社

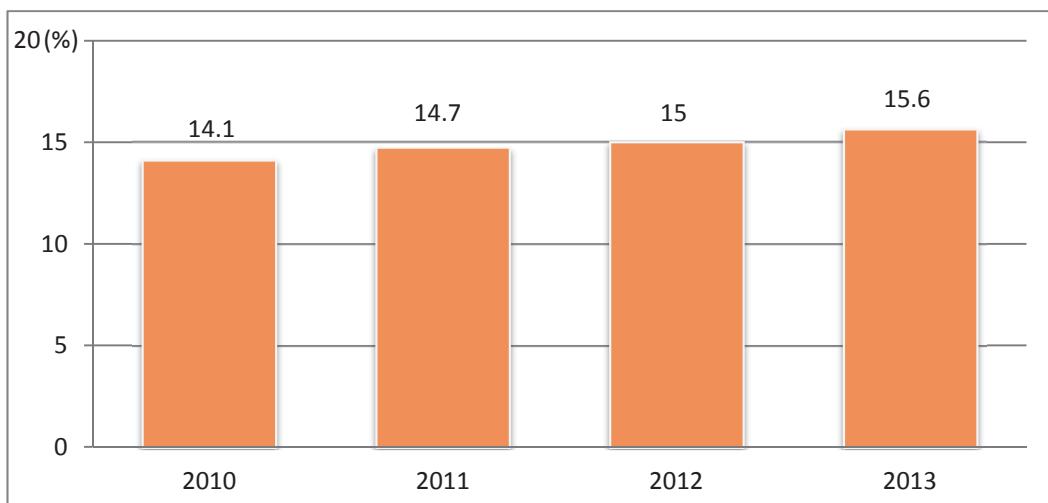


図 3－3 男性避妊方法構成比

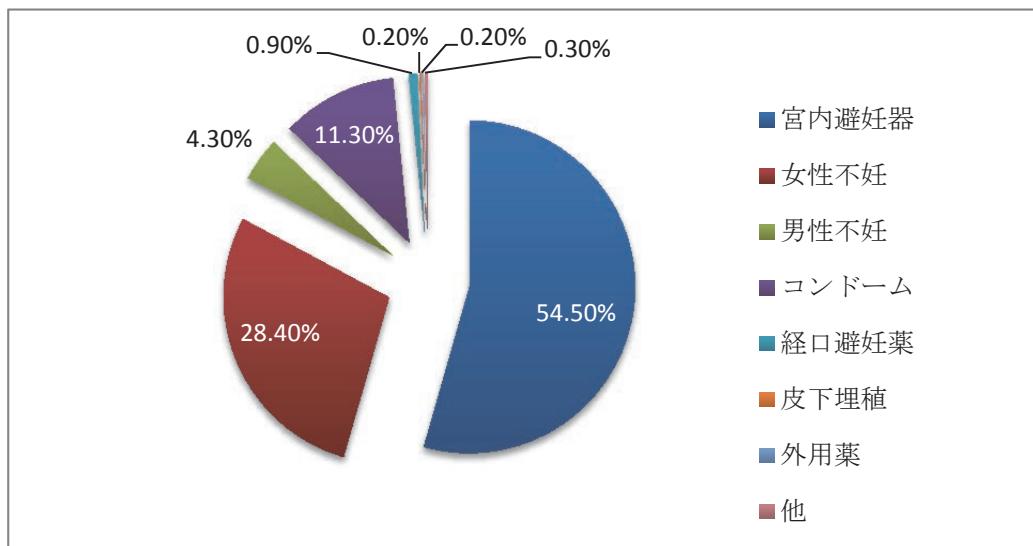
⁴⁵ 国家衛生と家族計画委員会、中国衛生と家族計画事業発展統計公報、2015

⁴⁶ 国家統計局、『中国婦女発展綱要（2011-2020）』実施状況統計報告、2014

⁴⁷ 国家衛生計生委員会、『中国衛生と計画生育事業発展統計公報』、2015

⁴⁸ 国家統計局、『中国婦女発展綱要（2011-2020）』実施状況統計報告、2014

⁴⁹ 国家衛生計生委員会文章：本国妊産婦死亡率が国連千年発展目標に 1 年早く達成、2015.3.20、URL：<http://www.nhfpc.gov.cn/fys/s7901/201503/ce86faa05e7e4d6f86bb0cc8451afac3.shtml>



出所：国家統計局 2014 年中国婦女児童状況統計資料

図 3－4 避妊方法構成比

会の進歩を促した。

家族計画事業は男性参与度の上昇に重点を置いている。2013 年、男性避妊率が 15.6% で、2010 年より 1.5% 増加した。出生抑制方法における男性の構成比は 4.3%⁵⁰ である。

流動人口を対象とした家族計画基本的公衆サービスが標準化された。40 カ所の大都市は家族計画手術無料サービス（一部無料も含む）のカバー率が 84.8%⁵¹ に達している。

農村では利益誘致政策を推し進めている。2014 年には、農村家族計画利益誘致の「三つの制度」⁵² で計 97.9 億元が投入され、前年度より 19.8 億元増えている。農村家族計画家庭獎

表 3－1 2014 年家族計画「三つの制度」進展状況

制度の名称	援助人數 (万人)		資金 (億元)		中央財政	
	2014	2013	2014	2013	2014	2013
合計	848.9	717.0	97.9	78.1	43.3	31.5
奨励援助	771.9	649.9	74.1	62.9	32.7	25.8
特別援助	77.0	67.1	22.4	13.3	9.5	4.2
少なく生み、 早く裕福	4.7	6.4	1.4	1.9	1.1	1.5

注：援助者数の合計に「少なく生んで早く豊かになる」を含まず、「少なく生んで早く豊かになる」援助対象が万家族で数える。

出所：2014 年中国衛生部と家族計画事業発展統計公報

⁵⁰ 国家統計局、2014 年中国女性児童状況統計資料、2015

⁵¹ 国家衛生計生委員会、2014 年中国衛生と計画生育事業発展統計公報、2015

⁵² 農村家族計画「利益誘致」三制度とは農村部家族計画家庭奨励補助制度；西部地域「少なく生んで早く豊かになる」プロジェクト；計画育成家庭特別補助制度である。

励援助制度による受益者は 771.9 万人であり、家族計画家族特別援助制度による受益者は 77 万人あり、西部地域「少なく生み、早く裕福」プロジェクトの受益者は 4.7 万家族である⁵³。

人口の近郊発展のために、2013 年 12 月 28 日、第 12 回中国全国人大常務院員会第 6 回会議で『家族計画調整完全決議について』が可決された。この政策は 2014 年 1 月に、浙江、江西、安徽の 3 省において初めて実施され、9 月に入ると、全国で実施された。2015 年 1 月の終わりまでに、中国全土で「単独二人っ子」を申し込んだケースは 115 万で、批准されたケースは 108.9 万である⁵⁴。

2015 年 10 月 29 日に、中国共産党第 18 回中央委員会第 5 回全体会議で、全面的に一組の夫婦が子どもを二人産む政策を施行すると提唱した。第 12 回中国全国人大常務委員会 18 回会議では、『中国人口と家族計画法』(改定版) の第 18 条では、中国全国で全面的に「二子」政策を実施し、一組の夫婦が子どもを二人産むことを提唱し、各地は実際の状況に基づき二人っ子に関する具体的な方法を策定しても良いと明記し、地方管理部門が事実に合わせて執行することとなった。2016 年 1 月 1 日に「二子」政策が全面的に実施され始めた。

(6) 栄養

中国の経済・社会発展と衛生サービスレベルの向上に伴い、国民の平均予期寿命が年々伸び、健康状況と栄養水準は持続的に改善されている。18 歳及びそれ以上の成年男性と女性について、平均身長はそれぞれ 167.1cm、155.8cm (2002 年はそれぞれ 166.7cm、155.1cm) で、平均体重は 66.2kg、57.3kg (2002 年はそれぞれ 62.7kg、54.4kg) である。都市女性児童少年の平均身長と体重はそれぞれ 1.8cm、2.1kg と増加したのに対し、農村はそれぞれ 3.5cm、3.4kg 増加した。成人栄養不足率が 6.0% で、2002 年より 2.5% 減少した。成長遅延と痩せすぎた児童青少年ぞれぞれ割合は 3.2%、9.0% で、2002 年より 3.1%、4.4% 減少した。6 から 11 歳までの児童と妊婦の貧血率はそれぞれ 5.0%、17.2% で、2002 年より 7.1%、11.7% 減少した⁵⁵。

(7) HIV/ エイズ

近年来、中国政府が HIV/ エイズ予防のための投入を拡大しているため、HIV/ エイズの蔓延速度は抑制されているものの、エイズ死亡率と新発病率は未だ増加しつつある。2014 年における、中国のエイズ発病者数は 45,145 人で、死亡者数は 12,030 人だった。15 から 24 歳までの青少年と 50 歳以上の高齢者において、HIV 感染者の数が増加しつつある。

HIV/ エイズの母子感染率は顕著に減少している。エイズ母子感染予防プロジェクトを実施して以来、エイズの母子感染率はプロジェクト開始時の 34.8% から、2014 年には 6.1% に減少した。あらゆるエイズ新発感染ケースにおいて、母子感染率が 1.6 から 1.1% にまで減少した。2014 年エイズ感染ハイリスクの状態にある 1,240 人の新入児が介入により、健康児として生まれた⁵⁶。

⁵³ 国家衛生家族計画委員会 2014 中国衛生と家族計画事業発展統計公報
国家卫生计生委, 2014 年中国卫生和计划生育事业发展统计公报

⁵⁴ 国家衛生と家族計画委員会、中国衛生と家族計画失業発展統計公報、2015

⁵⁵ 国家衛生と家族計画委員会、『中国住民栄養と慢性病状況報告 2015』、2015

⁵⁶ 国際統計局、2014 年『中国婦女発展ライン (2011-2020)』実施状況統計報告、2014

3－3 農林水産業分野

農林水産業分野に関する概況

- 1) 農村部残留女性の数が増え、農業労働力に占める割合が高くなった。2014年には、農村部残留女性は農業労働力全体の70%に達している。
- 2) 農村貧困女性人数が減少している。2014年の農村貧困人口は7,017万人であり、うち50%が女性である。
- 3) 収入において、農村部の男女にはかなりの格差がある。農村で在職している女性の収入は男性の56%である。
- 4) 農村婦女は土地の喪失と土地の収益問題が深刻な状態にある。2010年に土地を所有しない農村女性の割合は21%で、2000年より11.8%増加した。
- 5) 農村女性は都市女性より収入、教育、健康などのレベルが低い。政府とNGO組織が一連のプロジェクトを開発し、農村女性の健康の発展を支援している。

(1) 相関政策

農村女性の権益を保障することは農村部における男女平等を促進する基盤である。長年にわたり、農村女性が平等に土地経営権と収益権を享有するために、政府はさまざまな政策と法律を施行している。2005年に改訂された『婦女権益保障法』の第5章第三十二条に土地の契約経営、経済集団組織の収益配分、土地徴収あるいは補償金獲得及び宅地使用などに関して、女性は男性と同様の権利を享有していることが規定されている。『中国婦女発展綱領(2011-2020)』には、女性の土地権益を保障する目標が明記されている。また、各レベルの政府が農村女性の土地権益を保障する関連政策を改善、実施し、法律・法規に矛盾がある場合に規則を改訂することが要請されている。農村集団資金、資本、資源管理などにかかわる各制度を設立し、各地において、農村経済集団組織の内部土地徴収補償金配分方法の施行を促進し、女性が土地契約経営権、宅地使用権と集団収益配分権に関して、男性と同様な権利を享有することを確保する。そして、農村土地契約経営権を登録する際に、登録簿と確約証をとおして、婦女の土地権益を確保し、根本から農村女性の生存・発展を保障する。

農村女性の貧困削減問題を解決するために、中国でさまざまな角度から貧困削減戦略を実施している。2011年、国務院が『農村貧困削減開発綱領(2011-2020)』を発行し、女性を重点対象にし、同様な条件で優先的に貧困削減計画を実施し、貧困を削減すると規定している。

(2) 農業

中国は農業大国である。2014年の農業総生産額は5.5万億元である。農村において、1人当たりの収入は1.05万元で、1人当たりの消費支出は0.84万元である⁵⁷。

都市化と農業技術の発展に伴い、農村では大量の余剰労働力があり、男性が都市で仕事をし、女性が農業生産を継続する状況に陥った。2014年、中国農村女性は農業労働力の約70%⁵⁸を占めている。

中国の貧困人口は主に農村に密集し、農村貧困人口は7,017万人であり、うち50%⁵⁹が女

⁵⁷ 国家統計局、中国統計年鑑、2015

⁵⁸ 国務院、『中国性別平等と女性発展』白書、2015

⁵⁹ 国家統計局、『中国女性発展ライン(2011-2020)』実施状況統計報告、2014

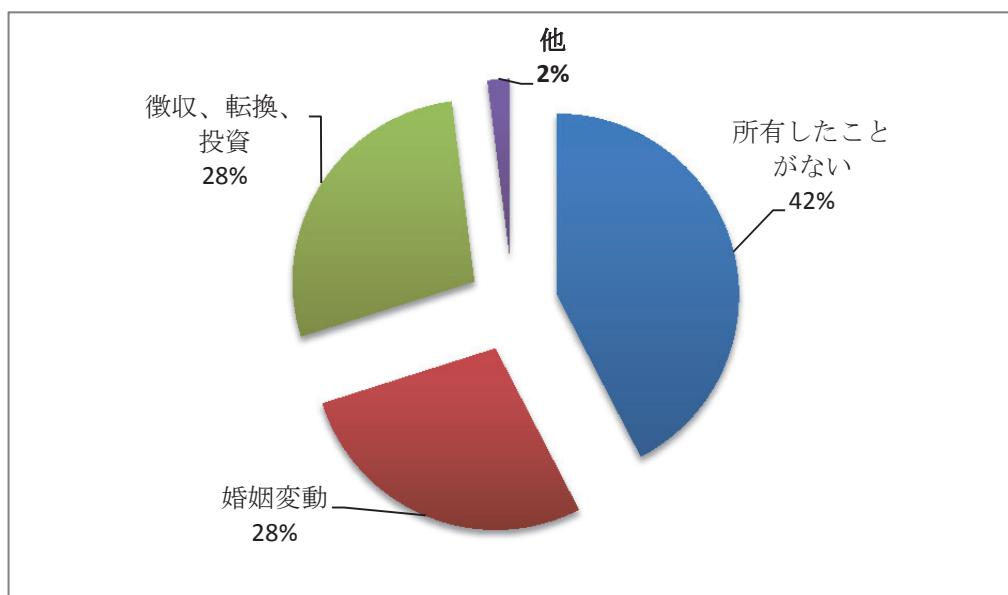
性である。2012年、中国の中央総合貧困削減投入予算は2996億元で、前年より31.9%増加し、うち特別貧困削減資金が332億元である。2012年では、28省（区、市）における財政特別貧困削減資金が164.5億元で、前年より62.4%増加した⁶⁰。2014年の中国国家貧困削減開発重点県の592カ所で、女性貧困率が2005年の20.3%から2010年の9.8%へ減少した。2014年は、最低生活保障を受ける農民数が1,826人で、2006年より1,591万人増加した。

（3）土地所有権

中国で、農村女性が土地契約經營、経済集団組織収益配分、土地徵収あるいは補償金使用及び宅地使用などに関して、男性と同様な権利を享有するために、関連法律と政策が策定されている。農村女性の土地権益を保障するために、中国国家がさまざまな措置をとっているが、農村女性の土地喪失問題はまだ深刻な状態にある。第3回全国中国婦女社会地位調査報告によると、2010年、土地を所有しない農村女性の割合は21%で、2000年より11.8%増加した⁶¹。うち土地を所有したことのない女性は42%で、婚姻変動（結婚、再婚、離婚、配偶者の死亡）が原因で土地を失った女性の割合は27.7%で、土地徵収が原因で土地を失った女性の割合は27.9%で、さらに、そのうち補償金を獲得した女性の割合は87.9%、獲得していない女性の割合は12.1%を占めている。2010年では、土地を所有しない女性は土地を所有しない男性より割合が9.1%増加した。

（4）水産業

国家統計局年度統計データによると、2012年における、中国農林牧漁業に携わる人口は2.7億人であり、男女の比率は各50%である。2014年は、中国の漁業生産額は10861.39億



出所：中華全國婦女連合会 第3回中国婦女社会地位調査報告

図3－5 女性が土地を所有していない原因（%）

⁶⁰ 国務院の農村貧困削減開発状況報告－2013年12月25日第12回全国人民代表大会常務委員会第六回会議において

⁶¹ 全国婦女連合会、第三期中国婦女社会地位調査報告、2010

元で、前年より 6116.69 元増加した。漁業生産額のうち、海洋漁獲生産額は 1947.97 億元で、海水養殖生産額は 2815.47 億元で、淡水漁獲生産額は 428.51 億元で、淡水養殖生産額は 5072.58 億元で、水産種苗生産額は 596.87 億元である。中国全土における漁民家庭を 1 万家族を対象にその年の收支状況に対し、サンプリング調査を行った結果は以下のとおりである。中国全土の 1 人当たりの漁業純収入は 14426.26 元で、前年より 1387.48 元増加し、割合が 10.64% 増加した。漁業に従事する人口は 2035.04 万人で、前年より 11.37 万人減少した。うち伝統的な漁民は 686.40 万人で、前年より 26.05 万人減少した。漁業に従事する人口は 1429.02 万人で、前年より 14.04 万人減少した⁶²。現在、中国で漁業に従事する女性構成比を公表しておらず、女性の水産養殖業における権益を保障するための特別法律と政策は策定されていない。

(5) 女性組織

近年来、中華全国婦女連合会と各地の女性組織の提唱により、促進された結果、中国全土において農村地域の女性の発展を支援する組織が多くある。公募、非公募基金会、草の根レベルの NGO 組織、女性が自発的に設立した女性互助組織などを含む。こうした女性組織は女性権益を保護し、女性の発展を促進するために積極的な役割を果たしている。

中国婦女発展基金会は性別平等を促し、女性の発展を促進する代表的組織である。当基金会は 1988 年 12 月に中華全国婦女連合会が成立し、西部の貧困地域において女性の貧困削減、女性の健康、起業をめぐり、一連の公益慈善プロジェクトを実施し、顕著な社会効果を導いた。そのうち、「母親小規模融資循環」「母親健康列車」「母親水窖」「貧困モデル母親援助計画」「母親小包」という 5 つのプロジェクトはいずれも中国政府最高慈善賞、すなわち中華慈善賞を獲得した。

また、多くの余剰労働力が都市に出稼ぎに行くことに伴い、農村では、多くの女性が残留している。各地における婦女連合組織は積極的に「留守番婦女互助組合」を設立し、残された女性がよりうまく生産、生活、情感などにおける問題を対応できるように援助すべきだと中華全国婦女連合会は提唱している。婦女互助組合は村（組）を単位に、8～10 人の留守番婦女を一組にして、留守番婦女の日常生活に関する活動を展開している。2014 年に中国に農村留守番婦女互助組合の数は 3.3 万あまり増加し、計 30 万⁶³ を超えている。

企業の投資によって成立された非公募企業基金会が近年急速に発展しており、幅広い分野を扱っている。その内容は農村での男女平等や女性の経済発展プロジェクトへのアクセス促進を含む。例えば、2001 年に Mary Kay（中国）化粧品会社は「Mary Kay 女性起業基金」を設立した。Mary Kay が女性に無利子の小規模融資を提供し、起業を支援し、貧困削減を実現させることをめざしている。こうしたプロジェクトは、第 9 回中華慈善賞の最も影響力をもつ慈善項目としてノミネートされた。2014 年まで、Mary Kay 女性起業基金は中国全土における 7000 人の貧困女性が成功裏に起業できるように援助し、基金額は計 3234 万元⁶⁴ に達している。

⁶² 農業部漁業管理局、2014 年全国漁業経済統計公報、2015

⁶³ 國務院、『中国性別平等と女性発展』白書、2015

⁶⁴ 人民網転送京華時報文章：Mary Kay が女性起業基金を設立、2015.7.10、URL：<http://politics.people.com.cn/n/2015/0710/c70731-27281301.html>

また、農村女性の能力向上をサポートし、その発展に寄与する草の根レベルの組織数が増加している。こうした組織は長年にわたり、農村をベースとして、農村女性と信頼関係を構築し、有効な実践事業を多く展開している。例えば、農村女性技能訓練を開催し、女性の権益保護と健康に関する講座を行い、農村女性の意思決定への参加促進に取り組んでいる。それが農村女性の発展と男女差別意識の向上に重要な役割を果たしている。しかしながら、草の根レベルの組織は現在資金問題の共同課題を抱えている。

(6) 女性への金融支援

2009年7月に、財政部、人資源社会保障部、中国人民銀行、中華全国婦女連合会が連携し、「小規模融資財政手当政策を完全化し、婦女の起業就業を促進する通知について」を公表した。うち、中華全国婦女連合会は北京、天津、内モンゴル、吉林、江蘇、江西、雲南、甘肅の8省市区で初めて試行した。うち、甘肅婦女連合会は省レベルの財政援助により、甘肅農村信用組合と連携し、「婦女裕福小規模融資プロジェクト」を行った。2010年、甘肅全省において、小規模融資を受ける婦女は50,086人であり、小規模融資額は17.6億元となり、45県、108郷、155村（区）に及んだ⁶⁵。

1996年に中国婦女発展基金が展開した「母親小規模融資貧困削減プロジェクト」には計1億元の資金が投入されている。うち農村で運営されたプロジェクトとして、「香港返還貧困削減」「手と手をつなぐ貧困削減」「理事貧困削減」「徳家貧困削減」などが挙げられ、7万あまりの貧困家族が作物等の栽培、養殖、加工業で発展できるように援助し、受益者数は約30万人⁶⁶である。

Mary Kay企業基金は雲南、四川、湖北、河北及び内モンゴルにおいて、36,728人の失業者あるいは貧困層女性に対して起業ための小規模融資を提供し、2012年の融資額は計1971万元である。うち四川において、Mary Kay起業基金は眉山、自貢地区的養殖業、栽培（作物等）に従事する家族に110万元の資金を援助した。それをとおして、800人の女性が起業、就業ができた⁶⁷。

3-4 経済分野

経済分野に関する概況

⁶⁵ 楊敏麗、甘肅省農村婦女小規模融資の現状、問題及び対策『デパート現代化』2010年8月、総第621期

⁶⁶ 中国婦女発展基金、母親小規模貧困補助プロジェクト紹介、URL：http://www.chinaaid.org.cn/zh/poverty_relief.asp?classid=355

⁶⁷ 中国新聞網文章：Mary Kay女性起業基金で一万名以上の女性が起業夢を実現、2012.5.17、URL：<http://finance.chinanews.com/life/2012/05-17/3895540.shtml>

- 1) 女性就業者数は就業者全体の 44.8%を占め、増加する傾向にある。
- 2) 女性の就業構成は継続的に改善されている。第二次、三次産業に従事する女性の割合は増加する傾向にある。
- 3) 男女所得にかなりの格差がある。都市部・農村部で働く女性の平均収入は、都市部・農村部で働く男性の収入のそれぞれ 67.3%、56%である。
- 4) 労働市場におけるジェンダーのギャップは未だに残っている。就業において、ジェンダー差別を受けたことがある女性の割合は 10%で、職探しの過程で不平等に対応された経験のある女子大学生の割合は 24.7%である。

(1) 関連政策

女性と男性が同等の就業権利を保障することは男女平等を促進する基盤である。経済発展と産業構成調整に伴い、中国の労働力市場は「供給が需要を上回る」傾向にある。労働力が過剰となり、失業率が高い数字となっていることで、女性は真っ先に最大の被害者となる。したがって、中国で女性の平等な就業権を保障し、就業のジェンダー格差をなくすために、関連政策と法律が施行されている。

『中華人民共和国労働法』『中華人民共和国婦女權益保障法』『中華人民共和国就業促進法』には女性の平等な就業に関して、特に以下の点が規定されている。

- ・女性は男性と同等の就業権利を有しており、労働者が就業する際に民族、人種、性別、宗教信仰の違いで差別を受けることは禁止されている。
- ・従業員を採択する際に、国に規定された女性に合わない職種、ポジション以外、性別が原因で、女性を採択しない、あるいは女性の採択基準を高めることが禁止されている。
- ・同様な職業内容に対する男女同様な賃金支払の保障。
- ・女性従業員の妊娠、出産、授乳が原因で女性従業員の給料を減少したり、解雇したり、労働契約あるいは採用契約を解除することは禁止されている。
- ・女性従業員が生理期、妊娠期、授乳期に行うことが禁止された仕事範囲について、企業は明記し、遵守すべきである。
- ・女性従業員が妊娠した際に、元の仕事の継続が難しい場合、企業は女性従業員の仕事量を減少し、あるいは他の適応な仕事を配分する。
- ・妊娠 7 カ月以上になった女性従業員について、企業はその労働時間を延長したり、夜勤の仕事を配分することが禁止され、一定した労働時間で一定した休憩時間を設置すべきである。妊娠中の女性従業員が労働時間に産前検査を受けに行っても、その時間は労働時間に入れる。

『中国婦女発展綱領（2011-2010）』には、女性が平等に労働権益を享有することを保障すること、就業差別を無くすこと、男女所得における格差を縮小すること、女性就業員が安全に労働できることなどを女性が経済発展へアクセスする目標とし、それに対応する解決案も出されている。2013 年女性就業者数は 34,640 万であり、就業者数全体の 44.8%であり、全体的に上昇する勢いを見せている。第二次、第三次産業に携わる女性の比率は 10 年前より 25%高まった⁶⁸。

⁶⁸ 国務院、『中国性別平等と女性発展』白書、2015

(2) インフォーマル雇用

中国において、経済改革の進化、農村労働力の大規模移動、労働力就業構成と就業形式の調整に伴い、インフォーマル就業は既に労働力市場を構成される主要部分になっている。中国の都市部において、インフォーマル就業者数は1996年の4,594万人から、2010年の2.16億人にまで増加し、都市部就業者全体の62.36%を占めている。インフォーマル就業者に女性の数が増加しつつあり、1996年の3,018万人から2010年の10,608万人にまで増加し、女性就業者全体の68.57%を占めている⁶⁹。伝統文化の影響から、フォーマル雇用において男性が好まれる風潮もあるため、女性がフォーマル雇用において排斥されやすい。これにより、中国における女性のインフォーマル雇用が増加する傾向にある。伝統文化では、子どもを産んで、育て、家族の面倒を見ることは女性にとって大切なタスクの1つであるとされており、仕事と家庭で矛盾がある際には、女性は断固として家族に回帰すべきであるとされてきた。こうした文化のもとで、フォーマルセクターで女性を採択する際に躊躇し、女性の年齢、婚姻状況及び家族計画を直接に聞くこともある。同等な能力を持つ場合、男性が企業により採択されやすい。

そして、インフォーマル雇用の女性就業者は男性と比べると、給料が低い。2009年インフォーマル雇用の男女月給はそれぞれ1778元、1378元で、男性と比べると、女性の月給は29%低い⁷⁰。

表3－2 1997～2009年中国都市部フォーマル雇用者とインフォーマル雇用者の月給
(単位:元)

年	インフォーマル雇用			フォーマル雇用		
	男	女	平均	男	女	平均
1997	522.43	436.66	481.31	556.86	522.43	525.58
2000	773.7	600.98	689.17	843.04	803.85	783.18
2004	1173.56	927.79	1066.57	1404.69	1190.30	1313.96
2006	1418.18	1110.94	1283.71	1931.77	1647.86	1816.84
2009	1778.03	1378.19	1588.16	2751.64	2327.04	2569.90

出所：袁霓『中国女性インフォーマル雇用研究—ジェンダーという視点から』首都経貿大学2013年博士論文

業界によって所得の性別格差がある。男性女性問わず、労働集約型業界では、男性のインフォーマル雇用の平均収入は女性より高い。例えば、製造業において、インフォーマル雇用の女性の平均収入はわずか男性の48.47%である。零細企業及び飲食業において、インフォーマル雇用の女性の平均年収は男性の74.02%である。それは社会サービス業において、比率が60.39%⁷¹である。

(3) 再雇用

⁶⁹ 袁霓、『中国女性インフォーマル雇用研究—ジェンダーという視点から』、首都経貿大学2013年博士論文

⁷⁰ 同上

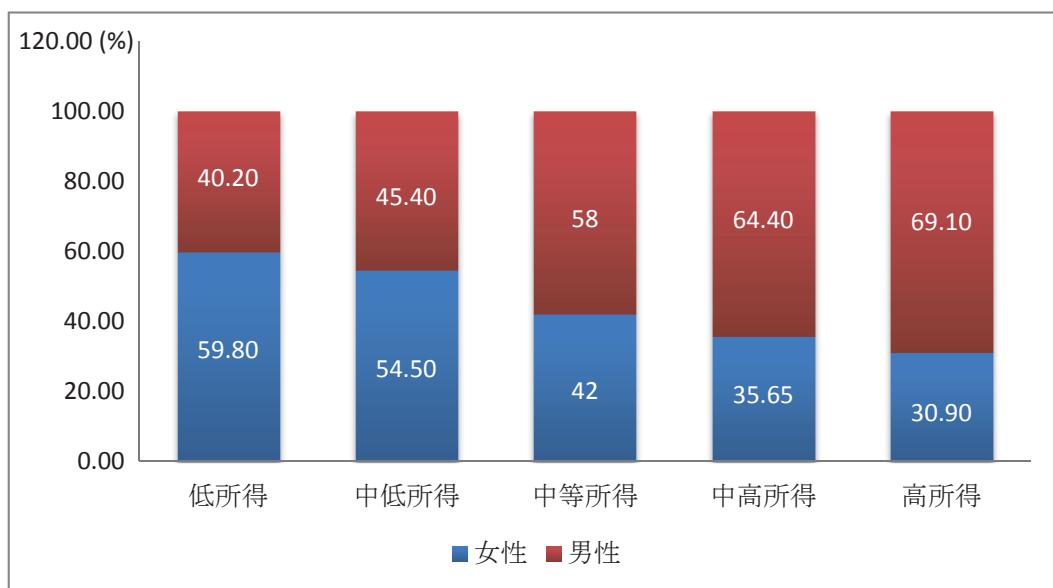
⁷¹ 袁霓、『中国女性インフォーマル雇用研究—ジェンダーという視点から』、首都経貿大学2013年博士論文

経済が全体的に低迷する傾向にあるため、中国の失業率は高い数字となっている。国家統計局の2014年度統計データによると、中国都市の失業率は4.1%であり、女性失業の可能性は男性より高い。政府は失業した女性の再雇用問題を解決するために多くの政策と措置を実施している。

中華全国婦女連合会は『起業を通じ、就業を促進する』という理念の指導の下で、職業訓練を提供し、無職や失業中の女性の職業技能を向上させ、女性の就職と再雇用のために知識と技能を提供している。同時に、中華全国婦女連合会は積極的に「小規模融資」政策を推進し、女性起業基金を設立し、女性の起業に資金を提供している。2009から2015年まで、中華全国婦女連合会は農村移行女性労働力、都市失業女性、女子大学生を350万人トレーニングし、540万人の女性の就業を直接支援した。同時に、女性に小規模融資資金を計2200億元提供し、500万人の女性を就業、起業させ、間接的に1,000万人の女性を就業させた。農村女性就業問題について、中華全国婦女連合会は農村女性専門連合組合を5万カ所に設立し、150万人の婦女に農業技術訓練を提供した⁷²。そのほかにも、中華全国总工会も技能訓練就業促進活動、陽光就業活動、金秋教育援助活動を展開することで、失業した女性の再雇用を積極的に促進している。

(4) 所得格差

中国の男女労働力の所得格差は大きく、女性の所得が低い。第3回中華全国婦女社会地位調査によると、都市部と農村部との女性平均収入はそれぞれ男性に対して67.3%、56%である。18から64歳の女性在職者の収入はほとんど低所得層と中低所得層に集中している。都市部と農村部との低所得層において、女性の割合はそれぞれ59.8%、65.7%で、男性より19.6%、31.4%高い。都市部と農村部との高所得層において、女性の割合はそれ程わずか30.9%、24.4%である。

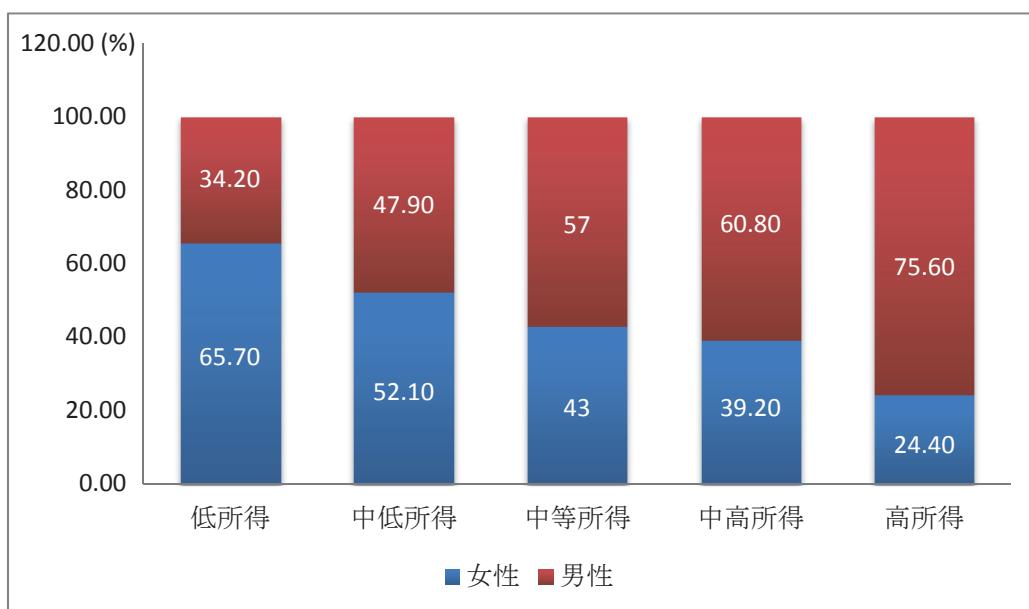


⁷² 国務院婦女児童仕事委員会副主任、全国婦女連合会副会長宋秀岩が『中国性別平等と婦女発展』に関する記者会見における記者への質問回答、2015

出所：中華全国婦女連合会第3回中国婦女社会地位調査報告

注：中国国家統計局都市住民所得5等分組、低所得組の1人当たりの年収は10247.04元で、中低所得組の1人当たりの年収は13970.99元で、中等所得組の1人当たりの年収は18920.72元で、中高等所得組の1人当たりの年収は25497.81元で、高所得組の1人当たりの年収は34254.64元である⁷³。

図3－6 都市部男女平均労働所得分布（%）



出所：中華全国婦女連合会第3回中国婦女社会地位調査報告

注：中国国家統計局都市住民所得5等分組、低所得組の1人当たりの年収は3566.19元で、中低所得組の1人当たりの年収は5101.71元で、中等所得組の1人当たりの年収は6986.42元で、中高等所得組の1人当たりの年収は9702.07元で、高所得組の1人当たりの年収は18327.39元である⁷⁴。

図3－7 農村部男女平均労働所得分布（%）

同時に、女性の就職に性別差別問題が存在する。就職で差別を受けた女性は10%で、24.7%の女子大生が就職において不平等な待遇を受けたことがあり、19.8%の女性が性別の原因で自己の事業発展を制限された⁷⁵。

(5) 小規模融資制度

経済と産業構成調整の影響により、女性がより深刻な失業問題に遭遇している。女性の就業ルートを拡大するために、中国政府は女性の起業を推奨している。うち小規模融資は女性起業を推奨するプロジェクトの1つとして、女性が起業における資金問題を解決することを支援している。

2009年に、財政部や人力资源社会保障部、中国人民銀行が連携し、「女性の起業と雇用を促進するための金融優遇政策にかかる小規模融資の通知」を策定し、婦女の小規模融資財政手当を実施し、都市部と農村部の婦女起業する際の資金問題を解決することが中華全国婦女連合会に進められた。2013年中国全土における小規模融資は計1803.36億元となり、それを

⁷³ 国家統計局、2010年統計年鑑、2010

⁷⁴ 国家統計局、2010年統計年鑑、2010

⁷⁵ 中国婦女連合、第三期中国女性社会地位調査報告、2010

受ける婦女は 358.07 万人で、中央及び地方における財政手当は 113.39 億元に達した⁷⁶。小規模融資は、女性が経済発展へ参加し、起業によって利益を得るための物質的な保障を与えている。各省、市、県レベルの婦女連合会は地元の農業連合組合と連携し、地元の女性の起業に小規模融資を提供している。

(6) 働く女性の為の支援

人材資源社会保障部は『養育保険方法（意見収集）』を発行し、2012 年 11 月 20 日からパブリックコメントを募集した。その内容は、企業は従業員に養育保険を払い、養育保険は戸籍を問わない、養育保険に入らない場合、養育費を払わなければならないというものであった。2014 年中国全土において養育保険に入っている人数は 17,039 万人で、前年末より 647 万人増加し、養育保険待遇を享受する人数は 613 人で、前年より 91 万人増加した⁷⁷。

同時に、在職女性への支援を更に拡大するために、政府と社会の共同努力により、中国国立幼稚園と私立幼稚園の数が増加しつつある。2014 年中国全土において、幼稚園数は 21.0 万カ所で、幼児数は 4050.7 万人である。中国全土で幼児専任教師数は 184.4 万人で、生徒と教師の構成比は 18.7 : 1 である。教育部は 3 歳以上の児童が入園することができ、専門訓練を受けた教師が子どもの成長と発展をサポートすることにより、母親が気兼ねなく働けるよう支援する⁷⁸。

中華全国婦女連合会と各地婦女連合会に提唱され、各地は公衆場所、例えば公園、観光地、大型売り場、駅、空港などで、母子室を設立している。北京、上海、広州、深圳は他の教師よりもこれらが整備されている。北京婦女連合会は、2015 年 9 月の月末まで、北京市総工会はママ屋（母子ルーム）を計 705 カ所設置すると公表している⁷⁹。

⁷⁶ 国務院婦女児童事業委員会副主任、全国婦女連合会副会長宋秀岩の 2014 年アジア太平洋経済協力会議と経済フォーラムの高レベル政策対話会についての発言

⁷⁷ 人材資源と社会保障部、人材資源と社会保障事業発展統計公報、2014

⁷⁸ 教育部、中国教育概況——2014 年中国教育発展状況、2015

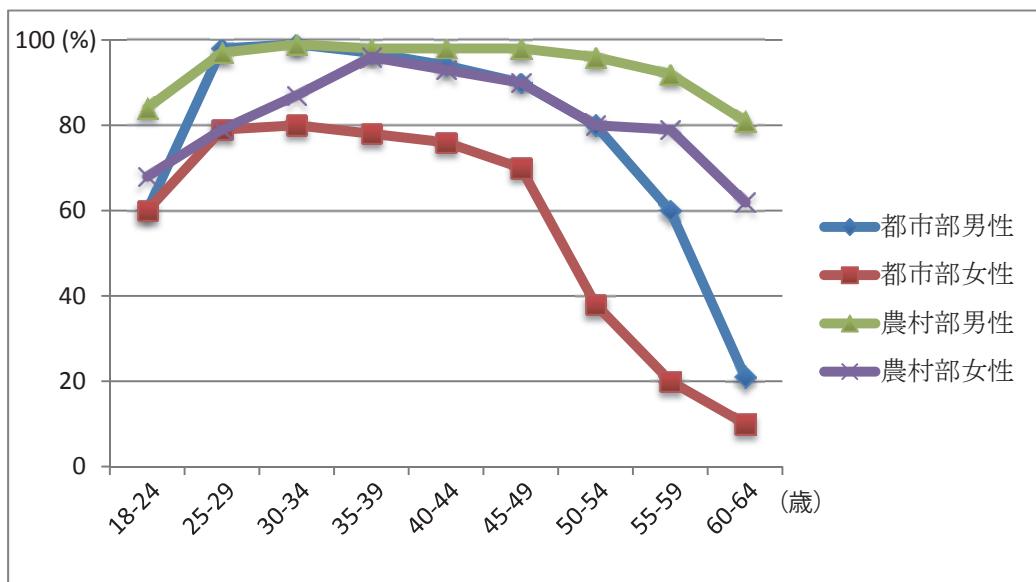
⁷⁹ 人民網報道：<http://bj.people.com.cn/n2/2016/0121/c82837-27593276.html>

第4章 男女格差に関する都市と農村との比較

4-1 就業格差

就業にかかる男女の格差は、都市部と農村部共に存在する。都市部と農村部との男性の在職率は共に女性より高い。農村部の女性の在職率と在職年齢は共に都市部女性より高い。

中華全国婦女連合会第3回中華全国婦女地位調査報告で報告されたように、18から64歳までの女性在職率は71.1%で、うち都市部は60.8%で、農村部は82.0%である。男性の在職率は87.2%で、都市部と農村部との男性在職率はそれぞれ80.5%、93.6%である。50から65歳までの農村女性に、約70%の人はまだ働いているものの、都市部ではわずか10%の人が働いている。都市部の就業には職業別の違いがある。



出所：中華全國婦女子連合会第3回中国婦女社会地位調査報告

図4-1 都市部農村部、性別、年齢別の在職状況（%）

都市部女性の雇用は、主に零細企業、飲食業、金融、保険、社会サービス及び社会団体にあり、60%を超えており、採掘、建築、交通運輸、倉庫及び通信、総合技術サービス業などにおいて、男性が集中していることがわかった（譚琳、李軍鋒、2003）。第3回中華全国婦女社会地位調査報告によると、都市部の在職女性は、第三次産業に従事する割合が多く、40.2%である。第二次産業に従事する割合はそれ程多くない（袁霓、2013）。

農村において、格差はあまり見られず、農業生産に従事する女性の割合は男性より高く74.3%で、男性より11.3%高い。農業労働を主な仕事として、他の報酬のある労働にも従事する農村女性の割合はわずか12.8%である（李文、2013）。経済の急速な発展と都市化の推進に伴い、都市に移行して働く農民工の数が増加しつつあり、男性が非農業就職のチャンスを比較的容易に獲得している（袁霓、2013）。

4-2 所得格差

中国国内と海外の研究者は「都市部と農村部における男女所得格差」に関して、さまざまな研

究を行った。全体的には都市部と農村部を問わず、男女所得の格差がある。また、その格差は増加する傾向にある。特に低所得グループにその傾向が顕著である。それに、農村部における男女所得の格差は都市部より大きい。

都市部では、Gustafsson と李実は 1988 ~ 1995 年の都市部住民調査データを用いて回帰分析した結果、1988 から 1995 年の間、都市部において男女所得の格差が増加していた。1988 年に都市部女性従業員の所得は男性より 15.6% 少なかつたが、1995 年になると、男性より 17.5% 少なかつたことがわかった。それから、研究者の迟巍は 1987 年、1996 年と 2004 年の都市部住民調査データを用いて中国都市部の男女所得格差を分析した。研究結果によると、20 世紀、90 年代以後、男女所得格差が大きくなり、それは低所得グループで特に顕著であることがわかった。

李実、宋錦、劉曉川は 1995 年、2002 年、2007 年の中国住民所得調査データを用いて都市部男女所得格差の進化特徴を分析した。研究結果によると、1995 ~ 2007 年の間、都市部の男女所得の格差が顕著に拡大しつつある。男女職業所得格差の比率は 1995 年に 19% で、2007 年になると 35.2% に増加した。若手、低学歴、職業・業界が良くない女性従業員は、特に労働力市場でより深刻な差別を受けるため、低所得グループの男女所得の格差が急速に増加しつつある。

2015 年中山大学社会科学調査センターは『中国労働力ダイナミック調査：2015 年報告』を発布した。調査結果によると、中国都市部男性の平均所得は 40152 元で、女性の平均所得は 28704 元で、所得格差は 39.9% となった。

農村部男女所得の格差は年々増加する傾向にある。暢紅琴は『中国農村男女所得格差の変化傾向：1993、1997、2006』という論文で、中国栄養と健康調査（CHNS）を通し、1993、1997、2006 年の農村男女の農業、自営業、報酬労働における所得データを収集し分析した。結果は以下のとおりである。農村男女の絶対所得は急速に増加しているものの、男女所得の格差も拡大している。男性の所得は 20 世紀 90 年代中期には女性より 21% 高く、2006 年になると女性より 36% 高い。格差が増加しつつある原因として、農村において多くの労働力が農業部門から非農業部門に移行し、農村の労働力がさまざまな分野で新たに配分されたことがあげられる。

2010 年に中華全国婦女連合会は第 3 回中国婦女地位調査プロジェクトを実施した。調査結果によると、農村在職女性の平均年収は男性の 56% である。しかしながら、中山大学の『中国労働力ダイナミック調査：2015 年報告』によると、2015 年に中国農村男性の平均年収は 28991 元で、女性は 19567 元で、女性の平均年収は男性より 48.2% 少ない。

4-3 女性の意思決定と社会への参加

農村部女性の意思決定、社会への参加は、都市部女性と比較すると、全体的に意識が弱く、参加度が低い。ある研究者は農村女性が伝統観念に影響されたところが多く、「三従と四徳」、「夫を支え、子供を躊躇する」という古い思想は女性の政治活動に参加する自信を妨害し、意思決定への参加チャンスが少なくなっている。それに対して、都市部婦女の意思決定への参加は形式が豊かである。さまざまな専門、業界組織への参加は男性と比較すると、まだ差があるものの、団体、非専門組織への参加率は男性より高い。意思決定への参加意識に関して、都市部婦女は農村部女性より高い、それに増加する傾向にある（黄曉梅、2010）。

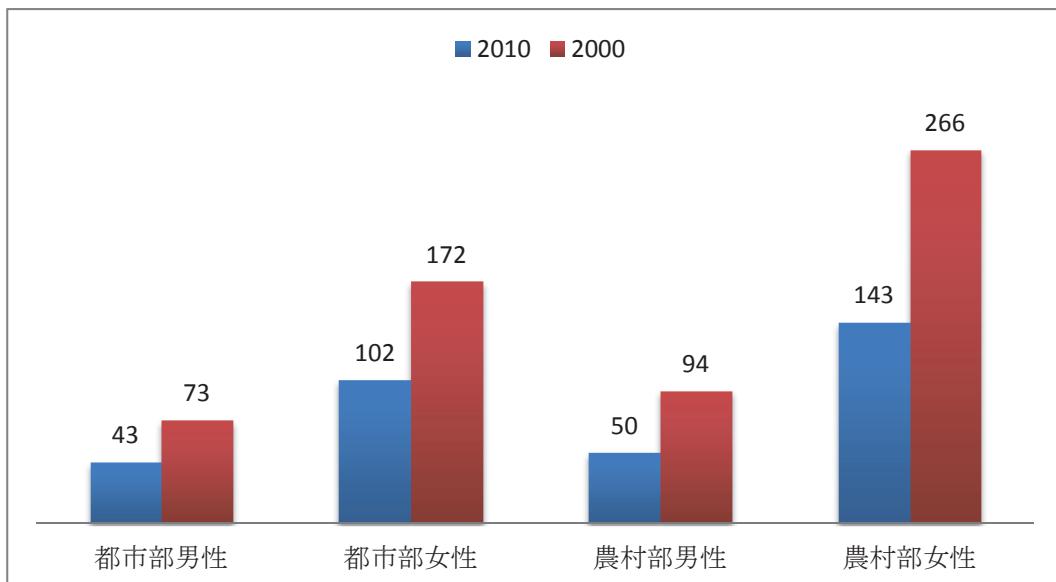
農村留守女性の村レベル管理への参与度が高まっているが、発言権は高くないと考えている研究者もいる。村委員会選挙を行う際に、選挙で投票したことのある農村女性の割合は 83.6% で、投票前に、候補者をできる限り理解する農村女性の割合は 70.4% である。よって、農村女性が比

較的に強い選挙参加意識をもつことが推測される。しかし、既存の意思決定交流と参加のルートは不完全で、農村留守番婦女の経済基盤も弱いため、農村女性の発言権は弱い。71%の農村女性は経済において男性に頼るところが多く、家族所得の大部分は男性に依存している（李娟、2015）。

4-4 家族における地位

都市・農村部女性はプライバシーに関して自主的に決定する意識がある程度向上し、男女は家族にかかわる重大な物事を決定することにおいてより平等である。第3回中華全国婦女社会地位調査データによると、「貴重な自己用物品を購買する」と「自分の両親を援助する」において、それぞれ92.9%、94.5%の女性が「一般的に」「完全的に」自分の意見を主としている。うち外出勤務を経験したことのある農村女性はプライバシーに関する自主的な決定傾向がより高い。「家庭の投資あるいは融資」の決定において、夫婦が共同で相談し、また妻が決定する割合は74.7%である。「どんな生産あるいは經營に従事するか」や「家の購買、建築」の決定において、妻の意思決定参加率はそれぞれ72.6%、74.4%である。

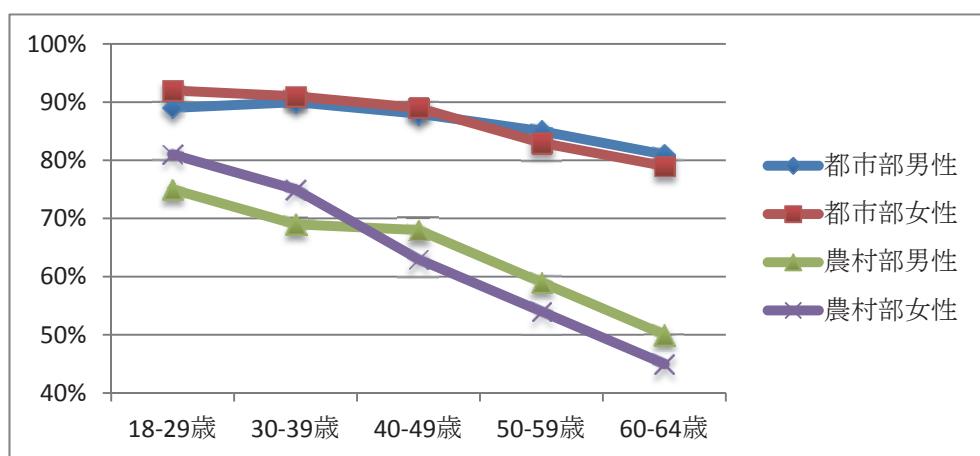
家事分担では、「男性が積極的に家事をやるべきである」と同意する人の割合は88.6%で、うち同意する都市部男性の割合は農村部男性より高い。2010年の都市部と農村部の在職女性従業員が平日に家事にかける時間はそれぞれ102分間、143分間である。



出所：中華全国婦女連合会第3回中国婦女社会地位調査報告

図4-2 都市部と農村部との在職者ワークデー平均家事労働時間（分間／日）

財産相続において、「扶養義務を履行した前提で、女性が男性と平等に両親の財産を相続する」に賛成する人の割合は76.3%である。うち都市部の男性と女性の方が比較的にそれを認めている。



出所：中華全國婦女子連合会第3回中国婦女社会地位調査報告

図4－3 都市部農村部、性別、年齢別に男女平等に両親の財産を相続する状況（%）

第5章 中国の家庭内暴力

5－1 中国における家庭内暴力の現状

中国で、婦女と児童の合法的権益を保護し、家庭内暴力を禁止することが法律で規定されている。しかしながら、家庭内暴力が存在する。新華網によると、中華全国婦女連合会が調査した結果、中国の2.7億の家庭において、約30%の家庭に家庭内暴力があり、被害者は主に女性、児童、高齢者などの弱いグループである。16%の女性は夫から暴力を受けたことがあると認め、14.4%の男性は妻に暴力をふるったことがあると認めた。毎年、約40万の離婚した家庭において、家庭内暴力が理由で離婚した割合は25%で、離婚者において、暴力事件の割合は47.1%である。中華全国婦女連合会が2013年に出版した『新時期中国婦女社会地位調査研究』によると、中国家庭で児童を虐待することが深刻な問題となり、10から17歳までの児童が両親から暴力を受けた割合はそれぞれ43.3%、43.1%である。65歳以上の高齢者グループでは、調査前の1年間に家庭内暴力を受けたことがある人の割合は14%である⁸⁰。

「北京市大学生科学的研究と起業行動計画」の研究論文、すなわち『農村少年児童家庭内暴力遭遇現象分析』によると、両親に殴られたことのある少年児童の割合は51.0%で、よく両親に殴られた少年児童の割合は22.7%である。家庭内暴力のある家で、18.0～30.7%の子女がその両親から甚だしい暴力を受け、それに深刻な結果をもたらした。身体傷害以外に、両親が児童に精神的暴力を振るうことも目立つ。本調査によると、家庭内暴力を受けた子どもで、その両親から精神的暴力（主に脅威、言語ダメージを含む）を受けた子どもの割合は55.6%である⁸¹。

家庭内暴力研究者は家庭内暴力による結果が深刻であると考えている。国家の視点から見ると、家庭内暴力は直ちに制止されないと、社会不安定要因になる恐れがある。86.7%の女性は家庭内暴力に対し、最初は忍耐する態度をとるため、そのまま継続すると暴力を受けた側のメンタリティに影響し、「暴力で暴力を制止する」形をとおして、家庭内暴力から抜け出す。2011年に学者が雲南にある女子刑務所で調査した結果、77.6%の犯罪事件は家庭内暴力が原因で発生した。こうした女性犯罪者は若く、教育レベルが低く、小学生卒と非識字者の割合は74.1%、犯罪動機が単純で、90.9%は夫の暴力から抜け出すためであるという共通の特徴がある⁸²。ミクロの視点から見ると、家庭内暴力は家庭の崩壊、子女の心身健康に悪い影響をもたらす恐れがある。家庭内暴力を受けたことのある子どもは劣等感、孤独、厭世感を持ち、犯罪に巻き込まれる恐れもある。統計によると、中国青少年犯罪者に家庭内暴力の環境で生活している者の割合は10%である⁸³。

5－2 関連法律と法則

『婦女権益保障法』第7章第46条項目では以下のとおり規定されている。婦女へ家庭内暴力を振ることを禁止する。中国政府は家庭内暴力を予防、制止するために措置をとる。公安、民生、司法行政などの機関及び都市部農村部の公衆自治組織、社会団体は各自の職責範囲で家庭内暴力

⁸⁰ 新華網：調査によると中国毎年約10万の家庭が家庭内暴力で解散する、2015年3月23日『中国青年報』を転載する。URL：
http://news.xinhuanet.com/politics/2015-03/23/c_127608309.htm

⁸¹ 同上

⁸² 張文レイ、約8割の女性暴力犯罪者は家庭内暴力を原因とする『中国青年報』2011年8月2日（03版）

⁸³ 人民網、反家庭内暴力予防は重要である、2015年9月8日に法制中国を転載する。

URL：<http://legal.people.com.cn/n/2015/0908/c188502-27554129.html>

を予防、制止し、被害者の女性に合法的な救済を与える。

『中国人民共和国婚姻法』の第四十三条によれば、家庭内暴力を受けている被害者は住民委員会、村民委員会が家庭内暴力実施者を説得し、公安機関が家庭内暴力を制止する要請を提出する権利がある。家庭内暴力を受けた被害者あるいは家族に虐待された被害者が請求を提出した場合、公安機関は治安管理処罰の法律規則に従い、行政処分を出すべきである。

2015年12月27日、第12回中国全国人民代表大会常務委員会第18回会議で、『中華人民共和国反家庭内暴力法』が可決された。同法律には6章、計38条あり、2016年3月1日から施行される。『反家庭内暴力法』には家庭内暴力の定義が明記されていると同時に、反家庭内暴力の実施者及び予防、処罰措置を明確に規定している。『反家庭内暴力法』の策定は全体的に調和のとれた家庭関係の構築を促進し、全社会に対して家庭内暴力というのではなく、家庭内暴力が法的に許されず家庭内暴力の加害者が法的処罰を受けることを意識させることとなる。

ほかに、『中華人民共和国未成年保護法』『中華人民共和国身体障害者保障法』『中華人民共和国老人権益保障法』『国家人権行動計画（2012-2015）』には未成年、身体障害者、高齢者の家庭内暴力問題に関して、弱者グループの人身安全を侵害されないように明記されている。

そして、家庭内暴力を抑制するために、2013年まで、中国の31省（市、区）において、家庭内暴力を予防、制止する特別地方法規あるいは政策が策定され、90の地市において地方法規あるいは政策が策定された。中国全土において、2,800県で12,338という婦女権益保護サービスホットライン、婦女児童合議室、家庭内暴力告発部門などさまざまな権益保護機構が25万カ所設立され、婦女連合会は人民裁判員を8,000人余り推薦した⁸⁴。

5-3 家庭内暴力予防対策と保護措置

『中華人民共和国反家庭内暴力法』の第2章に、家庭内暴力に対する具体的な予防措置が示され、宣伝、教育、専門コンサルティングなどの視点から、有効に家庭内暴力を予防することが明記された。

- (1) 中国政府は家庭内道徳啓発教育を行い、反家庭内暴力知識を普及し、国民の反家庭内暴力意識を強化させる。
 - ・工会、共産主義青年団、婦女連合会、身体障害者連合会はその職責範囲において、家庭道徳教育と反家庭内暴力啓発教育を展開すべきである。
 - ・ラジオ、テレビ、新聞、雑誌、インターネットをとおして、家庭道徳と反家庭内暴力啓発教育を展開すべきである。
 - ・学校、幼稚園では家庭内道徳教育と反家庭内暴力教育を展開すべきである。
- (2) 県レベル以上の人民政府関連機構、司法機関、婦女連合会は家庭内暴力の予防と制止を業務訓練と統計に入れるべきである。医療機関は家庭内暴力による被害者の診断をうまく記録すべきである。
- (3) 鄉レベル人民政府、町事務所は家庭内暴力予防活動を展開すべき、それに対して、住民委員会、村民委員会、社会仕事サービス機構は協力すべきである。
- (4) 各レベルの人民政府は、社会仕事サービス機構などの社会組織が心理健康コンサルティン

⁸⁴ 新華網 2015年3月23日により『中国青年報』の報道を転載する

URL : http://news.xinhuanet.com/politics/2015-03/23/c_127608309.htm

グ、家庭関係指導、家庭内暴力予防知識教育などのサービスを展開することを支持すべきである。

- (5) 人民調停組織は法律に基づき、家庭紛争を調停し、家庭内暴力を予防、減少すべきである。
- (6) 企業がその従業員に家庭内暴力を受けた人がある場合、批判教育を行い、家庭紛争を調停、解消させる。

『中華人民共和国反家庭内暴力法』の第3章には家庭内暴力を受けた人のための保護を提供する団体と家庭内暴力の処分措置に対する説明が明記されている。

- (1) 家庭内暴力の被害者及びその法定代理人、近親は加害者あるいは被害者の会社、住民委員会、村民委員会、婦女連合会などの組織に告発し、相談、あるいは助けを求める。関連団体は家庭内暴力に関する訴え、相談あるいは助けの要請を受けた場合、支援するべきである。
- (2) 学校、幼稚園、医療機関、住民委員会、村民委員会、社会サービス機構、救済管理機構、福祉機構及び従業員が仕事で民事行為無能力者と制限民事行為能力者が家庭内暴力を受け、あるいは受ける恐れがある場合、公安機関に通報すべきである。公安機関は通報者の情報に関して、秘密を保持するべきである。
- (3) 公安機関は家庭内暴力に関する通報を受けると、警察官を家庭内暴力制止に行かせ、関連規則に従い、聞き込み調査を行い、被害者を病院に行かせ、負傷を鑑定させるべきである。
- (4) 行為能力者、制限行為能力者が家庭内暴力で、身体が甚だしく傷付けられ、人身安全が脅威され、世話をもらう人がいないなどの危険状態に陥ると、公安機関は民政機関に通知し、民政機関と協力して、臨時の庇護場、救済管理機関あるいは福祉機関に配置させるべきである。
- (5) 軽い家庭内暴力であれば、加害者は治安管理処分を受けなく、公安機関に批判、教育され、警告書が出される。警告書には加害者の身分情報、家庭内暴力にかかる事実叙述、家庭内暴力を禁止するなどの内容が含んでいる。
- (6) 公安機関は警告書を加害者、被害者に提示し、住民委員会、村民委員会に通知すべきである。住民委員会、村民委員会、公安出張所は警告書を受け取った加害者、被害者を訪問し、被害者が家庭内暴力を振るわないように監督すべきである。
- (7) 県レベルあるいは市レベルの人民政府は単独、あるいは救済管理機構に依頼して、臨時の庇護場を設立し、家庭内暴力を受けた被害者に臨時の生活援助を提供する。
- (8) 法律援助機関は法律によって、家庭内暴力の被害者に法律的な援助を与えるべきである。人民裁判所は家庭内暴力の被害者の訴訟費用を遅延、減額徴収、あるいは徴収しない。
- (9) 人民裁判所が家庭内暴力にかかる事件を審理する際に、公安機関の警察記録、警告書、負傷鑑定意見などを根拠に家庭内暴力であるかどうかを判断することができる。
- (10) 保護者が家庭内暴力を振るい、被保護者の権益を侵害するとき、人民裁判所は被保護者の近親、住民委員会、村民委員会、県レベル人民政府民政部などの関連機関あるいは従業員の要請により、その保護者資格を合法的に撤廃し、他の保護者を指定する。保護者資格を撤廃した加害者は扶養費、養育費を支払い続けるべきである。
- (11) 工会、共産主義青年団、婦女連合会、身体障害者連合会、住民委員会、村民委員会などが家庭内暴力を振るう加害者に法治教育を行い、必要な場合は加害者、被害者にカウンセリングを行う。

ほかに、ある省（市）において（例えば天津）特色のある家庭内暴力介入方式が形成された。天津で形成された「コミュニティ反家庭内暴力介入方式」には、社会資源の整合性とサービス提供の専門性が体現されている。

第一に、こうした介入方法は市婦女連合会の指導の下で、コミュニティ内に分散した公検法司（公安部、裁判所、検察、司法部）、法律及び心理サービス機関と専門ボランティアが協力し、公検法司、民政、衛生、教育、NGOなどの組織が共同で参加する社会サポートネットワークをつくり、法律援助、カウンセリング、負傷鑑定、シェルターなどの有効的な社会サポートを提供する。

第二に、こうした方法のもとで、サービスを提供する従業員は法律、心理、教育、衛生、コミュニティなどの知識と仕事経験のある専門者である。家庭内暴力の女性被害者にサービスを提供する際に、被害者の心理的再建と生活指導に重点をおき、被害者の二次被害を避ける。「コミュニティ反家庭内暴力介入方式」を実施してからの5年間、さまざまな矛盾紛争を調停、解消した事件は計34,000件あまりあり、訴訟にかかる法律援助事件は2,000件以上あり、約100人の家庭内暴力被害の女性、児童に庇護と救済を提供した。

家庭内暴力を更に予防、制止するため、中華全国婦女連合会は2005年7月に「12338番の婦女の権益保護ホットライン」と「163189番の反家庭内暴力ホットライン」を開通した。ホットラインが開通され以来、好評となっており、わずか1月間で、1,502回の有効な救助要請を受け取った⁸⁵。同時に、専門性のあるNGO組織が女性に反家庭内暴力ホットラインサービスを提供している。例えば北京紅葉婦女心理コンサルティングサービスセンターにおいて、反家庭内暴力ホットラインが開通され、それに、従業員は心理学、法律、社会仕事などの専門者、研究者である。

⁸⁵ 中国女性（海外版）紀行、2005.9.1

第6章 国際組織による女性の発展参与とジェンダー分野での援助状況

プロジェクト	実施機関	援助機関	期間	予算(ドル)	内容
教育分野のプロジェクト					
国連児童基金 会社会感情学 習プロジェクト	教育部教師仕事 司、県レベル教 育部門とモデル 校	国連児童基金會	2011- 現在	未公表	子どもの社会感情の需要に關 心を持って、すべての児童が 積極的、樂觀的、心身ともに 調和のとれた全面的な発展を 促進する。重慶、広西、貴 州、新疆と雲南の5省5県で の250の農村学校で試験を展 開する。
愛生学校と学 校管理プロ ジェクト	教育部	国連児童基金會	2006- 現在	未公表	貧困地域の基礎教育と早期児 童への關心、性別、民族、文化、 地域、家庭の環境を區別しな いで、すべて学生が平等に高 い品質の教育と心身ともに健 康発展のチャンスを享受させ る。
貴州黎平県の 子供早期総合 発展試験プロ ジェクト	教育部、國務院 婦女子供仕事委 員会、全国婦女 連合会、中国兒 童センター、就 学前教育研究セ ンター	国連児童基金會	2014- 現在	500万 人民元	現地農村の婦女連合会主任に 育成訓練を開催して、そして 親子書籍を發給し、辺鄙で貧 困の子どもが全面的総合的健 康な発展を獲得することを促 進する。
非正規教育	中国科学技術協 会	国連児童基金會	2011-2015	未公表	中西部の13~18歳の弱者層 の青少年群体、特に女性と校 外の青少年の生活の技能を高 める。
医療健康分野のプロジェクト					
性と生殖健 康、権力の政 策提唱	国家衛生と計画 出産委員会	国連人口基金	2011-2015	528万	国家と省レベルの試験点地 域で性と生殖健康そして計画 出産等の関連分野での人口と 健康政策を充実させる。
エイズと性感 染症の予防	鉄道部、国家エ イズ予防制御セ ンター	国連人口基金	2011-2015	149万	プロジェクト地域の感染しや すい人が生殖健康に対する認 識を高め、エイズと性感染症 の予防、問い合わせ及び情報 とサービスを含む。
青少年の性と 生殖健康	国家衛生と計画 出産委員会、中 国計画出産協会	国連人口基金	2011-2015	142万	プロジェクト地域のサービス 機構が未婚青少年のために性 と生殖健康情報を提供し、教 育と訓練をとおしてサービス の能力を強化する。

少数民族地区の性と生殖健康サービス	国家衛生と計画出産委員会、中国計画出産協会、雲南省健康と発展研究会	国連人口基金	2011-2015	141 万	プロジェクト地域の弱者層に対する性と生殖健康に関するカウンセリングサービスを提供する。
母性愛 10 平方	中国疾病予防制御センター母子保健センター	国連児童基金会	2013- 現在	未公表	母乳育児を提唱し、社会の標準として、公共場所や企業事務エリアに授乳室を設立することを推進する。
母子の衛生改善サービス	衛生部	国連児童基金会	2006-2010	未公表	妊産婦、新生児や乳幼児に関連する母子の衛生サービスの展開と政策作成を推進する。
中国の最も弱い女性と児童の栄養改善状況	中国衛生部と中国疾病予防制御センター	国連児童基金会、国連 - スペインミレニアム開発目標基金	2010-2012	未公表	貧困地域の婦女と子どもの栄養状況を改善し、地域間の格差を解消する。
中国農村衛生	財政部、国家衛生と計画出産委員会、人的資源と社会保障部	世界銀行、イギリス国際発展部、中国政府	2008-2014	7000 万	プロジェクトは8つの省、市、自治区の40県で実施され、農村医療保障制度の建立、農村医療衛生サービスの改善、中核公共衛生サービスの提供、県レベル公立病院の改革及び能力建設に注目している。そのなかに、母子衛生健康サービスの向上は重要な構成部分である。
経済活動分野のプロジェクト					
文化を基礎とする中国少数民族の発展	中国国際技術交流センター、国家民族事務委員会、五指山市政府、雲南婦女連合会	国連開発計画、中国政府	2006-2015	375 万	プロジェクトは中国政府を支持して、少数民族が平等に発展するチャンスを有することを促進する。 性別の平等そして少数民族が社会と経済に参与する権利を促進し、女性が文化産業の発展に参与するように励まして、貧困を減らす。
チベット発展と貧困扶助計画	中国国際経済技術交流センター、商務部、チベット自治区	国連開発計画、チベット自治区、オランダ政府	2006-2014	258 万	旧ラサ文化の保護、農業生態観光業の発展に力を尽くす。持続可能な就業と貧困扶助の資源をさらに提供する。観光サービスの仕事に従事する女性がわりに多い。

出稼ぎ農民及び彼らの家族に恩恵が及ぶ包容的発展の政府能力	中国国際技術交流センター、人 力資源と社会保障部、改革委員会都市と町セン ター	国連開発計画、 中国政府、第三 方機関	2007-2014	423 万	出稼ぎ農民の職業訓練を提供し、彼らの仕事の能力を高める。 同時に中国政府の公共サービス能力の向上に協力する。
農業、森林、水産分野のプロジェクト					
中国農村地区における持続可能な発展プロジェクト	陝西省、河南省 と重慶市政府	世界銀行グローバル環境基金	2010-2016	10500 万	農村の公共インフラ建設を支援する。 農民の発展基金互助社の成立に出資し、貧困地区的農民の生産が金融サービス不足の問題を解決する。 農民の解決策の分析を協力し、元の貧困状態に戻る状況を減らす。 農民自身の創業能力を高める。 補プロジェクトへの女性の参加率は 60 %以上である。
中国の融合性金融機関建設プロジェクト	中国国際経済技術交流センター	国連開発計画、 中国政府	2008-2014	343.3 万	金融組織に訓練、指導を提供し、新型農村金融機関の創設を促進し、革新的な小額貸付けパターンを探索して、貧困と低所得者にサービスを提供し、農業の小額貸付けを含む。農村の留守番婦女は主要な農業労働者として、多くの利益を受ける。
水資源管理の中で女性に権利を与えることを通じて青銅峡地区の社会性別の平等を促進する	中国灌排発展セ ンター	国連ウィメン	2012- 現在	未公表	最新技術や省内のインフラ工事に依託して女性に権利を与えて、社会の性別平等を促進し、寧夏青銅峡県の女性が水資源管理において重要な役割を果たす。
その他の分野のプロジェクト					
婦女への暴力の反対	全国婦女連合会、中国母子保健センター	国連人口基金	2011-2015	146 万	湖南省の瀏陽市と河北省の承德市の 2 つの試験地区で有効的に運行している多部門が協力する婦女に対する暴力の予防と対応の仕事メカニズムを建立し、国家の方面で中国が反家庭暴力法を打ち出すことを提唱し促進する。

婦女への暴力の解消	湖南省司法庁と公安庁	国連ウィメン	2015- 現在	未公表	湖南省最高人民法院とともにマイレージの札の意味がある『反家庭暴力事件の司法処理の指針』を制定して、ジェンダー公正のために更に多くの司法支援を獲得する。
性別平等を通じて公共関与を促進し、出産人口の性別比率のバランスを改善する	元国家人口計画出産委員会、中国人口と発展研究センター	国連人口基金	2011-2015	105 万	安徽省の長豊、江西省の靖安と陝西省の武功で性別主流化と末端村民の規約改定を関与手段をして、多部門が協力して出産人口の性別比率のバランスを改善する。
女性のコミュニティのグリーン消費の中の役割を果たす	中国婦女発展基金、中国国際経済技術交流センター、北京市婦女連合会	国連開発計画	2012-2014	100 万 人民元	女性がグリーン消費活動に参加することを奨励し、このことを通じて女性のコミュニティグリーン消費における指導力とボランティア精神が向上する。
中国 ジェンダー研究と提唱基金プロジェクト	政府、地方と国家レベルの市民社会組織、学術機関	国連ウィメン	2004- 現在	5 万	中国の現代ジェンダーの研究、提唱と対話を推進し、中国がジェンダー発展計画、政策とプロジェクトの制定を推進し、家庭暴力の反対、ジェンダーと気候変化、女性の就職平等を含む。
中国の婦人が平等に参政する	全国婦女連合会	国連ウィメン	2015- 現在	未公表	中国婦女の参政の積極性を影響し推進して、意思決定の過程での性別意識を強化する。

第7章 WID/ ジェンダー情報リソース

組織の類別	機構	関心分野	レポート / 著書	連絡先
国際機構	国連婦女署	女性に対する暴力、女性の政治参加、HIV/エイズの女性化、女性の経済補償と経済権利		TEL : 010-85320933 E-mail : unwomen.china@unwomen.org 住所 : 北京市朝陽区亮馬河南町 2 号 郵便番号 : 100600
	国連開発計画署	婦女貧困を減らす		TEL : 010-85320800 FAX : 010-85320900 E-mail : registry.cn@undp.org 住所 : 北京市朝陽区亮馬河南町 2 号 郵便番号 : 100600
	国連児童基金會	児童衛生健康、教育、保護、社会政策の提唱、エイズの予防		TEL : 010-85312600 FAX : 010-65323107 E-mail : beijing@unicef.org 住所 : 北京市朝陽区三里屯町 12 号 郵便番号 : 100600
	国連エイズ計画署	エイズの予防と治療	・『2014 年中国エイズ予防と治療進展報告』 ・『中国エイズウイルス感染者差別状況調査報告書』	TEL : 010-85322226 FAX : 010-85322228 E-mail : china@unaids.org 住所 : 北京市朝陽区亮馬河南町 14 号 塔園外交オフィスビル 2-8-1 郵便番号 : 100600
	国連人口基金	婦女と青年の性と生殖健康	《2014 中国婦人児童の状況統計》	TEL : 010-65320506 FAX : 010-65322510 E-mail : media.china@unfpa.org 住所 : 北京市朝陽区亮馬河南町 14 号 塔園外交オフィスビル 1-161 郵便番号 : 100600
	世界銀行	貧困削減、農村部の医療、衛生、安全な水と健康		TEL : 010-58617600 住所 : 世界銀行の中国駐在代表処、北京市建国門外通り 1 号国貿ビル 2-16 郵便番号 : 100004

国際機構	世界衛生組織	母子保健		TEL : 010-65327189 FAX : 010-6532-2359 E-mail : wpchnwr@who.int 住所 : 北京市朝陽区東直門 門外通り 23 号東外交オフィスビル 401 郵便番号 : 100600
	国連教育科学文化機関	教育、科学、文化の発展と伝播を促進する		TEL : 010-65321725 住所 : 北京市朝陽区秀水町 1 号 5-14F
	国際労働機関	雇用差別、女性の職業健康安全		TEL : 010-65325091 住所 : 北京市朝陽区亮馬河南町 14 号 塔園外交オフィスビル 1-10 郵便番号 : 100600
NGO 組織	中華全国婦人連合会	女性の発展、政策の提唱、女性権益の保障	複数の女性課題研究を組織し、女性に関する書籍を出版する。 中国婦女社会地位調査報告書	TEL : 010-65103114 北京市東城区灯市口 50 号 郵便番号 : 100006
	中華全國總組合	女性従業員の就職平等と発展平等 同一労働同一賃金 女性従業員の職業安全		TEL : 010-68592114 E-mail : info@acftu.org.cn 住所 : 中国北京復興門外町 10 号 郵便番号 : 100865
	中国婦人発展基金会	婦女の発展参与と性別平等		TEL : 010-65263572 FAX : 010-65263572 住所 : 北京市東城区建国門内町 15 号 郵便番号 : 100730
	中国児童少年基金会	児童の健康発展		TEL : 010-65103495 E-mail : cctf@cctf.org.cn 住所 : 北京市東城区建国門内町 15 号全国婦女連合会ビル本館 10 層 郵便番号 : 100730
	中国人口福祉基金基金会	女性の発展、女性の生殖健康		TEL : 010-62179002 FAX : 010-62173494 E-mail : bangongshi@cpwf.org.cn 住所 : 北京市海澱区大慧寺 12 号 郵便番号 : 100081

NGO 組織	中国青少年發 展基金会	貧困地域の青少年教 育、希望プロジェク ト		TEL : 010-64035547 FAX : 010-64790600 住所 : 北京朝陽区望京西町 51号5層 郵便番号 : 100102
	中国貧困扶助 基金会	貧困扶助、教育、児 童の発展、母子健康		TEL : 010-82872688 FAX : 010-62526268 E-mail : fupin@fupin.org.cn 住所 : 北京市海澱区双榆树 西里36号南棟 郵便番号 : 100086
	中華慈善總会	災難救援貧困扶助、 医療援助病残扶助、 教育支援就学支援、 貧困母親の救助		TEL : 010-66083260 FAX : 010-66020903 住所 : 北京市西城区二龍町 甲33号新龍ビル 郵便番号 : 100032
国内研究機 構	全国婦女連合 会の女性研究 所	社会経済、政治、文 化などの分野での女 性の発展と性別平等 問題に関心を持っ て いる	・『中国男女平等と婦 女発展報告』(女性緑 書) ・『中国の女性研究年 鑑』 ・中国の女性の社会 地位調査報告	TEL : 010-65252539 65103462 FAX : 010-65225396 E-mail : wsic@wsic.ac.cn 住所 : 北京市東城区建国門 内町15号 郵便番号 : 100730
	中国社会科学 院婦人 / 性別 研究センター	婦人問題に関する多 方面、多学科の課題 研究	・『現代中国の女性の 地位』 ・『中国婦人権益保障 法実施中存在する問 題及び対策研究』	TEL : 010-6513774 转 5852 FAX : 010-6513798 住所 : 北京市東城区建国門 内町5号 郵便番号 : 100730
	北京大学中外 婦女問題研究 センター		・『女性学概論』 ・『中国文化と婦人』 などの書籍を出版す る。 ・中国婦人民間芸術 の研究、家庭文化は 若者の性別に対する 影響など課題研究を 展開する	TEL : 010-62751217 FAX : 010-62751316 E-mail : pkuwsc@163.com 住所 : 北京市海澱区頤和園 町5号 郵便番号 : 100871
	中国人民大学 婦人研究セン ター	婦女の発展及び関連 政策の研究	出産性別の比率の改 善から見る法によっ て国を治めることと 女性の発展、性別地 位の分析	TEL : 010-62805620 FAX : 010-62807042 住所 : 北京市海澱区中关村 町59号 郵便番号 : 100091
	北京婦人研究 センター	婦女の現状、問題調 査及び理論研究		TEL : 010-65103114 住所 : 北京市東城区建国門 内町28号 郵便番号 : 100053

国内研究機構	中央民族大学 研究所中国少数民族婦人研究センター	中国少数民族婦人研究	・『中国の少数民族の女性問題研究』 ・『21世紀婦女発展国際シンポジウム論文集』	TEL : 010-68933071 FAX : 68933983 住所 : 北京市海澱区中關村南町 27 号 郵便番号 : 100081
	首都師範大学 中国女性文化研究センター	中国の女性文化の学術研究	・学術誌『中国の女性文化』2期毎年 ・女性学の教材『女性学』を作成する	住所 : 北京市西三環北町 105 号首都師範大学 郵便番号 : 100048
	南開大学女性と発展研究センター	・婦人と持続可能な発展 ・「中間階級」の女性の精神の苦境 ・女性キャリア発展の衝突と挑戦	・婦人と持続可能な発展 ・結婚適齢期を過ぎている未婚の女性の問題及び社会人口に対する影響	TEL : 022-23508012 FAX : 022-87890032 住所 : 天津市南開区衛津町 94 号、南開大学人口・発展研究所 郵便番号 : 300073
	天津師範大学 婦人研究センター	婦人教育、農村地区婦人発展と教育	・『婦人と発展』 ・『中国での婦人とジェンダーの研究』などの著作	TEL : 022-23542195 FAX : 022-23541478 住所 : 天津市南開区衛津町 154 号 郵便番号 : 300073
	復旦大学婦人研究センター	女性の流動人口と女性の権益保護の研究をしている	・新世紀の流動女性の生存と発展 ・中国の女性人口	TEL : 021-65643051 FAX : 021-65643052 住所 : 上海市楊浦区邯鄲町 220 号 郵便番号 : 200433
	江蘇省婦人学研究会	男女平等の宣伝と実践の研究	『科学発展観と男女平等基本国策』を出版し、「男女平等の基本国策の宣伝と実践の研究」課題調査研究を展開する	
	武漢大学女性と性別研究センター	先進的なジェンダーカルチャーの研究	多くの課題研究を完成し、女性に関する著作を編集し出版する。 ・例えば『ジェンダーと女性の発展』 ・『男女平等の法律保障研究』など	TEL : 027-68753837 E-mail : f7538371@whu.edu.cn 住所 : 武漢大学女性と性別研究センター（武漢大学社会学部内） 郵便番号 : 430072
東北師範大学 女性研究センター	女性の教育、心理、婚姻と家庭等	女性の教育と女性の発展、女性の心理素質、婦人幹部の養成訓練などの課題研究を展開する	TEL : 0431-85099505 FAX : 0431-85690012 E-mail : nxyjzx@nenu.edu.cn 住所 : 吉林省長春市人民町 5268 号東北師範大学女性研究センター 郵便番号 : 130024	

国内研究機構	中華女子学院 性別と社会発展学院	女性学学科の建設、政策の制定と提唱、女性の発展	・女性の発展に関する著作を編成する。 ・国家性別平等と女性の発展に関する課題研究に参与する	TEL : 010-84659299 住所 : 北京市朝陽区育慧東町 1 号 郵便番号 : 100101
	中国人材研究会女性人材専門委員会	女性の人材成長と能力建設	・会報の「中国の女性人材」を創設する。 ・「太陽草——優秀な女性実業家史静賢伝奇」 ・『美文 30 年をさつと過ぎる—女性の人材になる道を探索』などの書籍を編集し出版する	TEL : 010-65284285 E-mail : fnrc@yahoo.cn 住所 : 東城区朝陽門内南小町 51 号 郵便番号 : 100010
政府組織	国務院婦女と児童仕事委員会	婦女と児童の権益を保障する	中国婦女と児童の発展綱要を制定し、婦女と児童の発展綱要の実行状況のレポートを書く、『中国性別平等と婦女の発展』白書	住所 : 北京市建国門内町 15 号 郵便番号 : 100730 E-mail : website@nwccw.gov.cn
	国家衛生と計画出産委員会	婦女の健康	中国衛生と計画生育事業の発展に関する統計公報	TEL : 010-68792114 住所 : 北京市西城区北礼士町甲 38 号 郵便番号 : 100810
	教育部	婦女の教育	中国教育事情の統計報告書	TEL : 010-66096114 住所 : 北京市西单大木倉胡同 37 号 郵便番号 : 100816
	人的資源労働と社会保障部	婦女の就職と社会の保障	人的資源と社会保障事業の発展に関する統計公報	TEL : 010-84201114 住所 : 北京市東城区和平里中町 12 号 郵便番号 : 100716
	民政部	婦女の社会サービスの提供	社会サービスの発展に関する統計公報	TEL : 010-58123114 住所 : 北京市東城区北河沿町 147 号 郵便番号 : 100721

第8章 婦女の発展参与と性別平等に関する文献 / 報告書

文献名	出版 / 発表者	発行年	入手先
総合類			
世界発展指標	世界銀行	2015 年	世界銀行グローバル公式サイト
人類発展報告書	国連開発計画署	2015 年	国連開発計画署グローバル公式サイト
世界衛生統計	世界保健機関	2015 年	世界保健機関グローバル公式サイト
世界児童の状況	国連児童基金会	2015 年	国連児童基金会グローバル公式サイト
世界ジェンダー報告書	世界経済フォーラム	2015 年	世界経済フォーラムグローバル公式サイト
中国国家統計年鑑	国家統計局	2015 年	国家統計局公式サイト
中国第 6 回国勢調査データ	国家統計局	2010 年	国家統計局公式サイト
人的資源と社会保障事業の発展に関する統計公報	人社部	2014 年	人社部公式サイト
第三期中国婦女の社会地位調査報告書	全国婦女連合会	2010 年	CNKI
中国女性の基本状況と全国婦女連合会の主な活動報告書	全国婦女連合会	2014 年	中国女性網
女性緑書： 2008-2012 年：中国性別平等と婦女の発展報告書	譚琳	2013 年	社会科学文献出版社
『中国性別平等と婦女の発展』白書	國務院婦兒仕事委員会	2015 年	國務院婦兒仕事委員会公式サイト
『中国婦女の発展綱要（2011 - 2020）』実行状況の統計報告書	国家統計局	2014 年	国家統計局公式サイト
「中国児童の発展綱要（2011 - 2020）」実行状況の統計報告書	国家統計局	2013 年	国家統計局公式サイト
中国の婦人児童状況の統計データ	国家統計局社会科学技術と文化統計司	2014 年	中国統計出版社
教育類			
『教育計画綱要（2010 - 2020）』実行状況中期評価報告書	教育部	2015 年	教育部公式サイト
2014 年中国教育発展状況報告書	教育部	2015 年	教育部公式サイト

『中国農村教育発展報告書』	東北師範大学	2015 年	教育部公式サイト
2014 年全国教育費用の実行状況の統計公告	教育部、国家統計局、財政部	2015 年	教育部公式サイト
『中華人民共和国義務教育法』実施状況報告書	全国人民代表大会常務委員会執法検査グループ	2013 年	教育部公式サイト
『田舎教師の支援計画（2015–2020 年）』	国務院官房	2014 年	中国政府網
『2004—2010 年西部地域教育事業発展計画』	教育部	2004 年	教育部公式サイト
『中西部高等教育振興計画（2012—2020 年）』	教育部	2012 年	教育部公式サイト
甘肃省教育統計分析報告書	甘肃省教育厅	2015 年	甘肃省教育厅公式サイト
2014 年春雷計画プロジェクト実行状況報告書	中国児童少年基金会	2014 年	中国女性網
健康類			
『中国衛生と計画出産統計年鑑』	国家衛生計画生育委員会	2015 年	国家衛生計画生育委員会公式サイト
中国衛生と計画生育事業の発展に関する統計公報	国家衛生計画生育委員会	2014 年	国家衛生計画生育委員会公式サイト
『中国住民栄養と慢性病状況報告書（2015）』	国家衛生計画生育委員会	2015 年	国家衛生計画生育委員会公式サイト
中国 2012 年エイズ予防と治療進展報告書	国家衛生計画生育委員会	2012 年	国家衛生計画生育委員会公式サイト
母子保健機構の資源と運営状況の調査分析報告書	中国疾病予防制御センター母子保健センター	2014 年	中国疾病予防制御センター公式サイト
経済類			
『中国農村貧困扶助開発綱要（2011–2020 年）』	国務院	2011 年	中国政府網
農村の貧困扶助開発状況の報告書	国務院	2015 年	中国政府網
全国漁業経済統計公報	農業部漁業漁政管理局	2014 年	農業部公式サイト
人的資源と社会保障事業の発展に関する統計公報	人社部	2014 年	人社部官网
中国人口就職統計年鑑	国家統計局人口と就業統計司	2012	中国統計出版社
中国の労働力動態調査：2015 年報告	中山大学	2015 年	中山大学公式サイト

2014年社会サービスの発展に関する統計公報	民政部	2014年	民政部公式サイト
その他の女性に関する研究書籍			
女性参政：ジェンダーの問い合わせ	鮑靜 著	2013年	中国人民大学出版社
経済の発展が中国農村家庭時間利用のジェンダーに対する影響の研究	暢紅琴 著	2013年	經濟日報出版社
個人家庭：中国都市近代化プロセス中の個体、家庭と国家と国家	沈奕斐 著	2013年	上海三聯出版社
東西文化の古典の中の女性と性別研究	賀璋瑢 著	2013年	上海三聯出版社
国際婦人運動と婦人組織	劉伯紅、杜潔 著	2008年	中国婦女出版社
ジェンダーの視角での我が国の女性幹部選抜政策研究	鐘曼麗 著	2012年	中国經濟出版社
社会主義文化の繁栄と性別の平等	譚琳、姜秀花 主編	2013年	社会科学文献出版社
女性の心理発展と心理健康	蘇彥捷 主編	2008年	中国婦女出版社
性別伝播の研究と行動	劉利群、辛格 主編	2012年	中国传媒大学出版社
暴力衝突中の婦女：ある性別視角の分析	範若蘭 著	2013年	時事出版社
中国が女性への暴力を反対する研究と行動	肖揚 主編	2012年	社科文献出版社
家庭暴力予防治理法の制度的な構築に関する研究	夏吟蘭主編 林建軍副主編	2011年	中国社会科学出版社
中国特色のある社会主義婦女理論と実践	彭佩雲 主編	2013年	人民出版社
アジア女性フォーラム報告：性別平等と女性発展	魏国英、馬憶南 主編	2013年	北京大学出版社
改革開放以来の中国農村女性の役と地位に関する変遷と研究：新制度主義視角によっての観察	劉篠紅等 著	2012年	中国社会科学出版社
社会性別視角下のグローバル環境問題の研究	金莉、李英桃等 著	2011年	中国社会科学出版社
中国都市地区の性別賃金格差の研究	葛玉好 著	2011年	中国經濟出版社
出生人口性別比：性別平等と人口安全	葉文振 主編	2012年	廈門大学出版社
社会性別と農村発展の政策：中国西南地区の探索と実践	蔡葵、黃曉 主編	2009年	中国社科出版社

第9章 参考文献

- 1) World Bank Group,World Development Indicator,2015
- 2) WHO,World Health Statistic,2015
- 3) UNDP,Human Development Report,2015
- 4) UNFPA,The State Of The World's Population ,2014
- 5) UNICEF,The State Of The World's Children,2015
- 6) JICA,Country WID Profile (Chnia), 2002
- 7) BoÈrn Gustafsson, Shi Li. Economic transformation and the gender earnings gap in urban China [J]. Population Economic (2000) 13: 30-329
- 8) 国家統計局. 2014 年国民經濟と社会発展統計報告書, 2015
- 9) 国家統計局. 年度データベース, 2014 年
- 10) 北京市人材資源・社会保障局. 北京市の 2015 年の最低賃金基準の調整に関する通知, 京人社労發〔2015〕44 号
- 11) 人材資源・社会保障部. 2014 年度人材資源社会保障事業発展統計公報, 2015
- 12) 中華全国婦女連合会. 第三期中国婦女社会地位調査報告, 2010
- 13) 国家衛生計画生育委員会. 2014 年衛生計画出産事業発展統計報告, 2015
- 14) 国務院新聞弁公室. 『中国男女平等・婦女発展状況』白書, 2015
- 15) 民政部. 2014 年社会サービス発展統計公報, 2014
- 16) 国家統計局. 『中国児童発展概要(2011-2020 年)』実施状況統計報告, 2013
- 17) 国家衛生計画生育委員会. 中国 2012 年エイズ対策進展報告, 2012
- 18) 国務院婦女児童工作委員会公式サイトデータ, 2013
URL : <http://www.nwccw.gov.cn/upfiles/topics/tuidongfunvcanzheng/tdzgfncz1.php>
- 19) 中華婦女連合会. 中国婦女基本情況と全国婦女主要工作報告, 2014
- 20) 莫文秀. 中国婦女権益保障の法制化建設, 2008
- 21) 教育部. 『国家中長期教育改革と発展ライン 2010-2020』中期評価報告, 2015
- 22) 東北師範大学. 『中国農村教育発展報告 2015』, 2015
- 23) 教育部, 国家統計局, 財政部. 2014 年全国教育経費施行状況統計報告, 2015
- 24) 柳斌杰. 中国教育経費投入歴史最高の記録 - 十二五教育経費投入成績、経験と助言, 2015
- 25) 全国人大常委會法執行検査グループ. 中国義務教育法実施状況報告, 2013
- 26) 国家統計局. 中国第六回人口調査データ, 2010
- 27) 甘肃省教育厅. 甘肃省教育統計分析報告書, 2015
- 28) 中国児童少年基金会. 「春蕾計画」プロジェクト 2014 年統計データ, 2014
- 29) 中国婦女発展基金会. 『母親健康列車』プロジェクト 2014 年データ統計, 2014
- 30) 中国病気予防制御センター母子保健センター. 2014 年度母子保健機構資源と運営状況調査分析報告, 2014
- 31) 国家衛生家族計画委員会. 『中国住民栄養と慢性病状況報告(2015)』, 2015
- 32) 国務院. 農村貧困削減開発状況報告, 2013
- 33) 国家統計局. 2015 年中国統計年鑑, 2015
- 34) 国家統計局. 2010 年中国統計年鑑, 2010

- 35) 全国婦女連合会. 小規模融資プロジェクト, 2013 年
- 36) 農業部漁業管理局. 2014 年全国漁業経済統計公報, 2015
- 37) 国務院婦女児童仕事委員会副主任、全国婦女連合会副会長宋秀岩が『中国性別平等と婦女発展』に関する記者会見における記者への質問回答
- 38) 国務院婦女児童事業委員会副主任、全国婦女連合会副会長宋秀岩. 2014 年アジア太平洋経済協力会議と経済フォーラムの高レベル政策対話会についての発言
- 39) 教育部. 中国教育概況—2014 年中国教育発展状況, 2014
- 40) 国務院. 『中国婦女発展綱要（2011-2020 年）』, 2011
- 41) 国務院. 『中国教育改革と発展ライン』, 1993
- 42) 教育部. 『国家中長期教育改革と発展ライン 2010-2020』, 2010
- 43) 国務院. 『国務院の戸籍制度改革を促進する助言について』, 2014
- 44) 国務院教育監督委員会事務室. 『全面的に貧困地域における義務教育レベルの弱い学校環境を改善する特別監督方法』, 2015
- 45) 国務院官房. 『田舎教師の支援計画（2015-2020 年）』, 2014
- 46) 教育部. 『2004—2010 年西部地域教育事業発展計画』, 2004
- 47) 教育部, 国家発展改革委員会, 財政部. 『中西部高等教育振興計画（2012—2020 年）』, 2012
- 48) 中国国家衛生計画生育委員会. 『中国衛生と計画出産統計年鑑 2015』, 2015
- 49) 国家衛生計画生育委員会. 『母子保健サービス機構標準化建設と規範化管理に関する指導助言について』, 2015
- 50) 国家統計局. 2014 年中国婦女児童状況統計資料. 中国統計出版社, 2014. 12
- 51) 国務院. 『農村貧困削減開発綱領（2011-2020）』, 2011
- 52) 全国婦女連合会, 人材資源と社会保障部, 中国人民銀行. 『小規模融資財政手当政策を完全化し、婦女の起業就業を促進する通知について』(財金〔2009〕72 号), 2009
- 53) 中山大学社会科学調査センター. 中国労働力ダイナミック調査：2015 年報告, 2015
- 54) 第十回全国人民代表大会第二次会議では『中華人民共和国憲法』修正版を決定, 2004
- 55) 第十回全国人民代表大会常務委員会第十七次会議では『中華人民共和国女性権益保障法』修正版を決定, 2005
- 56) 第十二回全国人民代表大会常務委員会第十四次会議では『中華人民共和国就職促進法』修正版を決定, 2015
- 57) 第八回全国人民代表大会常務委員会第十次会議では『中華人民共和国母子保健法』を決定, 1995 年 6 月 1 日から実施
- 58) 第十二回全国人民代表大会常務委員会第十八次会議では『中華人民共和国教育法』修正版を決定, 2015
- 59) 第六回全国人民代表大会第四次会議では『中華人民共和国教育法』を決定, 1986 年 7 月 1 日から実施
- 60) 第十回全国人民代表大会常務委員会第二十二次会議では『中華人民共和国教育法』修正版を決定, 2006
- 61) 第九回全国人民代表大会常務委員会第二十一次会議では『中華人民共和国婚姻法』修正版を決定, 2001
- 62) 第十二回全国人民代表大会常務委員会第十八次会議では『中華人民共和国反家庭内暴力法』

を決定、2016年3月1日から実施

- 63) 第八回全国人民代表大会常務委員会第八次会議では『中華人民共和国労働法』を決定、2016年3月1日から実施
- 64) 国務院第200次常務会議では『女性授業員保護特別規定』を決定。国務院令第619号公布、2012
- 65) 国務院。『社会団体学校運営条例』、1997
- 66) 楊敏麗：甘肃省農村婦女小規模融資の現状、問題及び対策、『デパート現代化』2010年8月、総第621期
- 67) 林美卿、賀羨。女性の就業現状分析と就業傾向 [J]. 経済管理. 2012年第4期、総第55期.
- 68) 譚琳、李軍鋒。本国インフォーマル雇用の性別特徴分析 [J]. 人口研究. 2003年第5期
- 69) 畅紅琴。中国農村男女所得格差の変化傾向：1993、1997和2006 [J]. 人口と発展. 2009年第15巻第5期。
- 70) 李文。中国農村住民経済地位の性別差異分析。[J] 中華女子学院院報. 2013年6月第3期.
- 71) 李雅楠、廖利兵。都市部住民性別所得格差及びその変化発展：1991～2009[J]. 人口と経済. 2014年第2期（総第203期）
- 72) 李実、宋錦、劉小川。中国都市部従業員性別 所得格差の変化発展 * [J]. 管理世界（月刊）. 2014年第3期.
- 73) 郭鳳鳴。中国都市部労働力市場における性別所得格差の経験研究。吉林大学2011年博士論文、2011
- 74) 袁霓。中国女性非正規就職研究—性別差異に基づき。首都経貿大学2013年博士論文、2013
- 75) 邵巍。中国都市部性別所得格差の研究 [J]. 統計研究. 2008年8月第25巻第8期
- 76) 李娟。中国農村留守番婦女が農村管理に参加することについての研究。2014年華中師範大学博士論文、2014
- 77) 黄曉梅。都市部と農村部女性社会地位の差異性分析 [J]. 学理論 2014年第34期
- 78) 中国女性（海外版）定期刊行物、2005.9.1
- 79) 人民網。北京婦女連合会：都市部副中心の建設とともに母子室を推進、2016年1月21日、URL：<http://bj.people.com.cn/n2/2016/0121/c82837-27593276.html>
- 80) 新華網。調査によると中国毎年約10万の家庭が家庭内暴力で解散する、2015年3月23日『中国青年報』を転載する、URL：http://news.xinhuanet.com/politics/2015-03/23/c_127608309.htm
- 81) 張文レイ。約八割の女性暴力犯罪者は家庭内暴力を原因とする、『中国青年報』2011年8月2日（03版）
- 82) 人民網。反家庭内暴力予防は重要である、2015年9月8日に法制中国を転載する URL：<http://legal.people.com.cn/n/2015/0908/c188502-27554129.html>

第10章 専門用語の説明

10-1 学術用語

性別：男女の社会役と相互関係を区別する概念である。生物学では、「性別」が基本的に変えることができない。しかし、社会的性別では、両性の役と相互関係が、社会変遷と価値観によって変える。

社会性別：個人の生きる環境が自分の性別への認定を指すものである。その認定は、家族、友人、周辺の人々、社会機関、法律機関などの認定が含まれている。社会性別は生物にとって基本的な社会属性の1つであり、主に性別役に表れている。

性別格差：男女が経済地位、学習機会、政治参加及び衛生福祉などの分野での格差を指すものである。

性別差別：性別によっての不合理的な扱いを指すものである。その不合理的な扱いは具体的では、以下のようである。女性への差別待遇、男性への差別待遇、ニュー ハーフへの差別待遇などが含まれている。実際に社会生活では、性別差別は主に女性への差別を指すものである。

女性の社会発展への参加：女性の社会発展への参加を強調している。女性が社会発展を促進する重要な柱の1つである。女性が社会発展の促進者であり、また、受益者でもある。

権利賦与：個人あるいは団体に対して、政治的、経済的、社会的の権力を賦与することを指す。

家庭暴力：家庭メンバーに向けて、殴打、縛り、残害、人身自由への制限、暴言、恐喝などの形によって、身体的と精神的な侵害行為を指すものである

女性権益：女性が政治、経済、社会、文化、教育と家庭などの分野では、男性と平等の権利を有することである。

インフォーマル雇用：労働契約を結ばず、事実上の労働関係になっている就職行為をインフォーマル雇用という。

10-2 経済用語

国内総生産（GDP）：すべての常駐機関が一定期間内に国内（国界範囲内）で生み出された全ての最終製品と労務の市場価値を指すものである。GDPが国民経済を測る核心的な指標であり、ある国あるいは地区の総合的な経済状況を測る重要な指標でもある

国民総所得（GNI）：国内総生産（GDP）に「海外からの所得の純受取」を加えたものである。そのうち、海外からの要素所得とは、本国での常駐機関が海外からもらった労働者報酬、利息、配当などを指すものである。この指標が国の総合的な経済活動を測る重要な指標である。

国民平均所得：国内総生産（GDP）割る平均人口数。

インフレ：マネーサプライが経済発展の需要を上回ることによって、貨幣価値の低下と物価の持続的な上昇につながる現象をインフレと呼ぶ。

インフレ率：マネーサプライが経済需要を上回った部分と実際需要との貨幣量の比例を指すものである。この指標がインフレ、貨幣価値の低下の程度を測っている。

ジニ係数：すべての国民所得の中で、不平等的な分配に使用された所得分の割合を指すものである。マックスは「1」、マイナスは「0」である。ジニ係数が1である状態は、たった1人が集団のすべての所得を独占している状態で、住民間の所得分配の絶対不平等の状態を表す。ジニ係数が0である状態は、各人の所得が均一で、格差が全くない状態を表す。主に社会における

所得分配の不平等さを測る重要な指標。

10－3 指標

出産率：時期、地区によっての女性あるいは出産適齢の女性の実際出産レベルと出産数を指すものである。

女性所得の割合：各国には適合な比較データがない。国際労働組織のデータによって：全世界の女性の所得レベルは男性労働者の所得の77%に達している。

総出産率：ある国家と地区で、出産適齢時期にある1人の女性が出産した子女の数を指すものである。

1歳以下の嬰児死亡率：生まれた嬰児が1歳前に、1,000人に1人の死亡率を指すものである。

五歳以下の児童死亡率：生まれた嬰児が五歳前に、1,000人に1人の死亡率を指すものである。

妊婦の死亡率：妊娠開始からの42日間に、各種の原因（意外事故の他）で妊婦が死亡した比率を指すものである。その割合がごく小さいので、比例の分母が10万として計算する。つまり、10万人に1人の妊婦の死亡率である。

児童低出産体重の発生率：出産体重が2,500g以下の児の割合を指す。

保健期間の分娩：年内妊娠28週及びそれ以上（不明な場合は出産体重が1,000g以上）で、生後心拍、呼吸、臍帯鼓動、随意筋収縮の4つの生命体象徴の1つがある新生児数。

携帯電話の普及率：100人に1人が携帯電話を持つ人数を指すものである

インターネットの普及率：インターネットを利用する人数が総人口を占める割合である。

識字率：ある国の15歳以上の「成年」が母語における日常生活の読み書きができる割合である。

入学率：全国の適齢学生の入学割合を指すものである。

粗入園率：国家教育部によって定められ、3～6歳の適齢児童の幼稚園入学比率をいう。

粗入園率 = (適齢児童の在学人数 / 3～6歳の児童総数) * 100%

粗入学率：一学級の在校生人数と教育部規定の適齢人口総数の比。

純就学率：(小学適齢人口が小学在読の学生数 / 小学適齢人口総数) * 100%

義務教育完了率：学校の入学人数と卒業人数の比例であり、つまり、義務教育強固率 = (卒業人数 / 入学人数 (正常な流動学生が含まれている)) × 100%。この指標が中国「第十二次五ヵ年計画」に新しく導入された指標であり、義務教育段階にある学生の流失率を測る指標である。

義務教育都市化率：都市で義務教育を受ける適齢人口の義務教育適齢人口における比率。

計算：(都市で義務教育を受ける適齢人口 / 義務教育適齢人口総数) * 100%。

性別発展指数 (GDI)：男女が健康、教育、生活レベルという3つの緯度成果での人類発展格差を測る総合的な指標である。その数値が多いければ多いほど、世界平均値から見ると、中国の性別発展レベルが世界の平均レベルをリードしている。

性別不平等指数 (GII)：男女が生殖健康、権利賦与、労働力市場という3つの緯度成果での不平等を測る総合的な指標である。その数値が小さいければ小さいほど、世界平均値から見ると、中国の性別不平等レベルが世界の平均レベルをリードしている。

